

地理空間情報の活用推進に関する行動計画
(G空間行動プラン)

施策別概要集

平成29年9月
地理空間情報活用推進会議

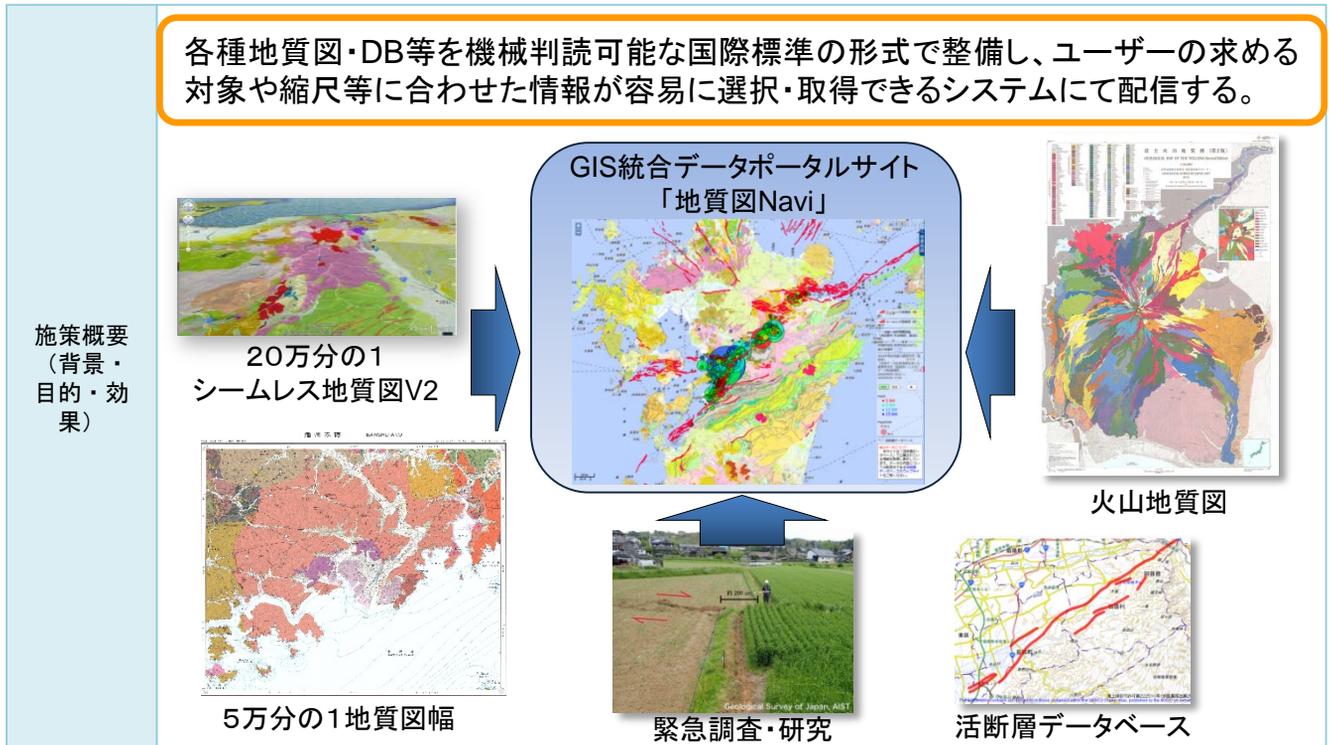
| | | | |
|-----|---------|--|--|
| 施策名 | 地質情報の整備 | | |
|-----|---------|--|--|

| | | | |
|--------------|--------------------|--------------|----------------------------------|
| 基本計画 該当箇所 | 1. (1) ①、1. (3)、4. | 各種計画 との連携 | ③国土強靱化基本計画、④海洋基本計画、 ⑤科学技術基本計画 |
|--------------|--------------------|--------------|----------------------------------|

| | |
|--------|-------------|
| 目指すべき姿 | ①災害に強い国土の形成 |
|--------|-------------|

| | |
|---|---|
| 基本計画 での位置 づけ（目 標とその 達成時 期） | <p>防災（地震、火山、津波）や国土の有効利用（資源、地下利用）、環境保全（土壌、地下水）に資する為、国土およびその周辺海域の基本的な地質情報整備の推進を図る。全球デジタル地質図の作成等、国際的取組に参画し、アジア地域における地質情報整備の推進に貢献する。</p> <p>各種地質図（5万分の1地質図幅や火山地質図、海洋地質図等）ならびに既存の複数の地質関連データベース（活断層、火山、地質文献等）について電子化およびデータ標準化を進め、複数データの重ね合わせや関連性の検討が可能なGIS統合ポータルより発信する。達成期間5年間。</p> |
|---|---|

各種地質図・DB等を機械判読可能な国際標準の形式で整備し、ユーザーの求める対象や縮尺等に合わせた情報が容易に選択・取得できるシステムにて配信する。



| | | |
|------------|-----|--|
| 各年度の 取組 | H29 | 地質情報の新規整備と公開、20万分の1シームレス地質図V2の正式公開 |
| | H30 | 地質情報の新規整備と公開、20万分の1シームレス地質図V2の表示システム改良 |
| | H31 | 地質情報の新規整備と公開、東アジア地震火山災害情報図（Web版）のデータ更新 |
| | H32 | 地質情報の新規整備と公開、データベースの改良 |
| | H33 | 地質情報の新規整備と公開、データベースの改良 |

| | |
|--------------|-----------------|
| 施策の成果 の公表 | 有、研究所ウェブサイトから公表 |
|--------------|-----------------|

| | | | |
|------|-------|--------------------|--|
| 担当府省 | 経済産業省 | 所属・役職 連絡先 (TEL) | 産業技術総合研究所 地質調査総合センター研究戦略部 企画主幹 029-861-3829 |
|------|-------|--------------------|--|

施策名 G空間情報の円滑な流通促進

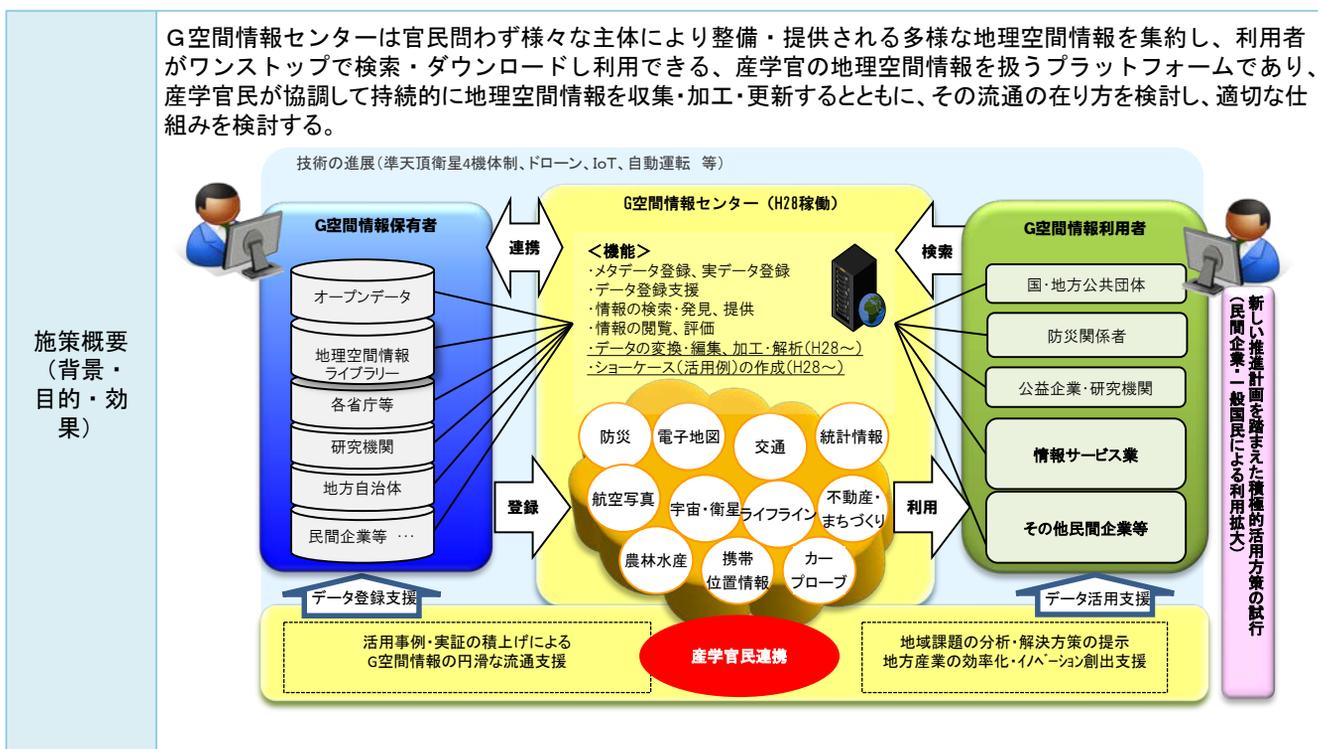
基本計画該当箇所 1. (1)①、1. (1)②、3. (1)②、3. (3)、5. (1)①、5. (1)②

各種計画との連携 ①日本再興戦略2016

目指すべき姿 ③質の高い暮らしへの貢献

基本計画での位置づけ（目標とその達成時期）

平成28年から稼働しているG空間情報センターは、産学官民連携のインフラとして、各主体が整備する地理空間情報を集約し、より一層利用価値の高い情報へと加工・変換して、誰もがいつでも容易に、かつ円滑に検索・入手できる仕組みの構築を目指す、G空間社会の中核を担うものである。平成30年度に準天頂衛星4機体制が確立され、高精度でリアルタイムな地理空間情報を活用した様々なサービスが展開されるが、G空間情報センターはこうしたサービスを支えるための情報を提供することとなる。同時に、様々なサービスから生成されたデータのフィードバックを受けることにより、更に多様で高品質・高精度・高鮮度な地理空間情報がG空間情報センターに蓄積され、多様な主体によって利活用されることになる。



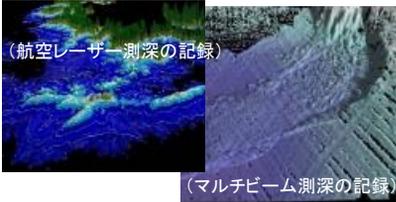
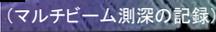
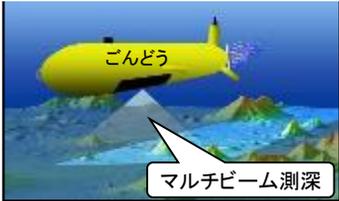
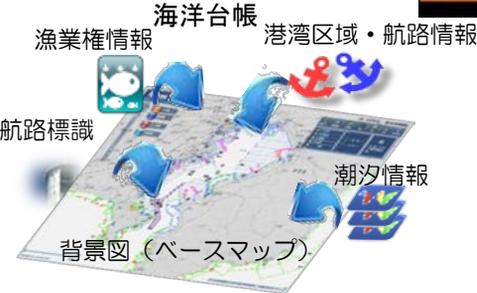
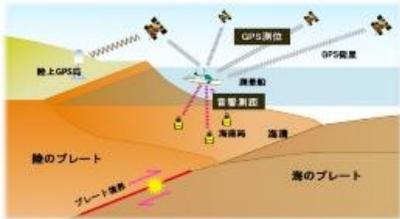
- 各年度の取組**
- H29 国・地方自治体のオープンデータ情報収集及びショーケースの作成
 - H30 国・地方自治体のオープンデータ情報収集及びショーケースの作成
 - H31 国・地方自治体のデータ更新の確立と付加価値のあるデータの作成
 - H32 国・地方自治体のデータ更新の確立と付加価値のあるデータの作成
 - H33 国・地方自治体のデータ更新の確立と付加価値のあるデータの作成

施策の成果の公表 有 G空間情報センターにて公開

担当府省 国土交通省

所属・役職 国土政策局 国土情報課 GIS第一係長

連絡先 (TEL) 03-5253-8111 (内線：29745)

| | | | |
|---|---|--|---|
| <p>施策名</p> | <p>海域の地理空間情報の整備・提供</p> | | |
| <p>基本計画 該当箇所</p> | <p>1. (1) ①、1. (3)</p> | <p>各種計画 との連携</p> | <p>①日本再興戦略2016、④海洋基本計画</p> |
| <p>目指すべき姿</p> | <p>①災害に強い国土の形成、④地域産業の活性化</p> | | |
| <p>基本計画 での位置 づけ（目 標とその 達成時 期）</p> | <p>データの不足している海域について自律型潜水調査機器等による海洋調査を実施する。 国等が収集・整備した海洋情報を画面上に重ね合わせて表示できる海洋台帳の情報の充実と機能強化を行う。</p> | | |
| <p>施策概要 （背景・ 目的・効 果）</p> | <p>海上保安庁では、海洋権益の保全に資するため、測量船に搭載したマルチビーム音響測深機や航空機等による広範囲な水深データを収集する体制を構築して海底地形等の把握に努めるとともに、GPSと海中での音響測距技術を組み合わせて大陸プレートの動きを探る海底地殻変動観測や自律型潜水調査機器（AUV）など最新技術を駆使した海洋調査等を実施し、基盤情報の整備を推進して海図等に反映させています。</p> <p>また、海洋政策の効率的な推進、産業活動への利用促進を図るため、海洋情報（水温・海流等）、社会情報（漁業区域等）等を海底地形図等の背景に重ね合わせ表示する海洋台帳について情報の充実と機能強化を推進しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>航空レーザー測深の記録</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>マルチビーム測深の記録</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>航空レーザー測深とマルチビーム測深</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>AUVによる海底地形調査</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>海洋台帳 漁業権情報 港湾区域・航路情報 航路標識 潮汐情報 背景図（ベースマップ）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>海底地殻変動観測</p> </div> </div> | | |
| <p>各年度の 取組</p> | <p>H29 継続して海洋調査を実施し基盤情報を整備する。</p> <p>H30 継続して海洋調査を実施し基盤情報を整備する。</p> <p>H31 継続して海洋調査を実施し基盤情報を整備する。</p> <p>H32 継続して海洋調査を実施し基盤情報を整備する。</p> <p>H33 継続して海洋調査を実施し基盤情報を整備する。</p> | <p>海洋台帳の充実と機能強化。</p> <p>海洋台帳の充実と機能強化。</p> <p>海洋台帳の充実と機能強化。</p> <p>海洋台帳の充実と機能強化。</p> <p>海洋台帳の充実と機能強化。</p> | |
| <p>施策の成 果の公表</p> | <p>海図等は、航海用刊行物として販売 海洋台帳は、インターネットによる情報提供 (http://www.kaiyoudai chou. go. jp)</p> | | |
| <p>担当府省</p> | <p>国土交通省</p> | <p>所属・役職 連絡先 (TEL)</p> | <p>海上保安庁 総務部 政務課 企画係 03-3591-6361 (内線：2143)</p> |

施策名 不動産流通市場における総合データベースの整備・提供方法に関する検討

基本計画
該当箇所 1. (1) ①

各種計画
との連携 ①日本再興戦略2016

目指すべき姿 ③質の高い暮らしへの貢献

基本計画での位置づけ(目標とその達成時期)
2016年3月末までの横浜市、静岡市、大阪市、福岡市の試行運用を踏まえて、本格運用に向けた調整等を行い、2018年度を目途に本格運用を開始する。

○不動産に関する情報のうち、売り出し物件や成約物件の所在地や間取り、価格等はレインズ[®]上に集約されているが、防災に係るハザードマップや都市計画等の法令制限、過去の土地利用や周辺施設の状況など、地域に関する情報は網羅されておらず、様々な機関に分散しているため、情報を集めることが困難。
○これらの情報を一元的に把握できる「不動産総合データベース」を整備し、業務の効率化や消費者サービスの向上等に繋げる。

様々な機関に分散して存在する各種情報…

例) 防災関連情報

| 防災に関する情報 | 提供サイト |
|-------------------------|-------------------------|
| 土砂災害警戒区域 | 一部の都道府県HP |
| 地すべり防止区域 | 一部の都道府県・市町村HP |
| 急傾斜地崩壊危険区域 | 一部の都道府県・市町村HP |
| 津波災害警戒区域 | 一部の都道府県・市町村HP |
| 土砂災害危険箇所 | 国土数値情報 一部の都道府県HP |
| 土砂災害・雪崩発生場所(5kmメッシュ) | 国土数値情報 |
| 浸水想定区域 | 国土数値情報 一部の都道府県・市町村HP |
| 洪水、内水、高潮、津波、土砂災害ハザードマップ | 一部の市区町村HP |
| 明治前期の低湿地データ | 地理院地図(電子国土WEB) |
| 2万5000分の1土地条件図 | 地理院地図(電子国土WEB) |

災害の危険性の高い地域に関する情報

その他の情報

集約

不動産に係る情報データベース

その他

- 用途地域等の法令制限
- 小学校等の周辺施設
- 道路等のインフラ情報
- 過去の航空写真 等

各年度の取組

H29

H28年度までの横浜市、静岡市、大阪市、福岡市の試行運用を踏まえて本格運用に向けた調整等を実施

H30

本格運用の開始

施策の成果の公表 不動産総合データベースの紹介

担当府省 国土交通省

所属・役職 連絡先 (TEL) 土地・建設産業局 不動産業課 03-5253-8111 (25122)

施策名 3次元地理空間情報を活用した安全・安心・快適な社会実現のための技術開発

基本計画
該当箇所 1. (1) ②、(2) ②、2. (2)、
3. (2)

各種計画
との連携 ②宇宙基本計画、⑤科学技術基本計画

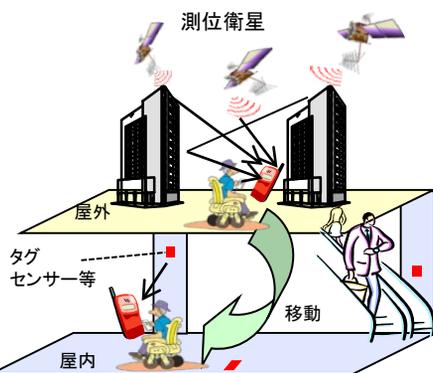
目指すべき姿 ③質の高い暮らしへの貢献

基本計画
での位置
づけ（目
標とその
達成時
期）

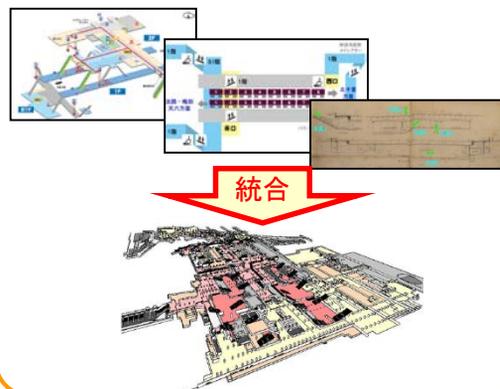
平成29年度末までに、屋内外シームレス測位の技術基準・ガイドライン、屋内3次元地図の標準仕様及び整備・更新マニュアルを作成する。これにより、官民間問わず関係各主体が円滑かつ効率的に3次元地理空間情報を共通の社会基盤として整備、更新、活用する取組を推進する。

施策概要
（背景・
目的・効
果）

都市空間の屋内外シームレス測位の実現 に関する技術開発



社会基盤としての3次元地図の 整備・更新技術の開発



H29

屋内外シームレス測位と3次元地図整備・更新の技術基準、ガイドライン等の作成

各年度の
取組

施策の成
果の公表

国土地理院ホームページ <http://www.gsi.go.jp/> で公表（予定）

担当府省

国土交通省

所属・役職
連絡先 (TEL)

大臣官房 技術調査課 宇宙利用係長
03-5253-8111 (内線：22348)

施策名 地理空間情報の共有と相互利用を推進するために必要な環境の整備に向けた検討

基本計画該当箇所 1. (1) ② 各種計画との連携

目指すべき姿 ③質の高い暮らしへの貢献

基本計画での位置づけ(目標とその達成時期)
 個人情報の保護、知的財産権の保護等について、地理空間情報の秩序ある整備・流通・利活用のための基準やルールを整備し、地理空間情報を高度に活用するための環境を構築する。

個人情報保護、知的財産権保護等について、地理空間情報の秩序ある整備・流通・利活用のための基準やルールを整備する。
 平成29年度においては、社会情勢の変化を踏まえた地理空間情報の整備・流通・利活用のための基準やルールの整備のあり方について、検討を行う。

施策概要 (背景・目的・効果)

- 各年度の取組
- H29 地理空間情報の整備・流通・利活用のための基準やルールの整備のあり方の検討
 - H30 地理空間情報の整備・流通・利活用のための基準やルールの整備のあり方の検討
 - H31 地理空間情報の整備・流通・利活用のための基準やルールの整備のあり方の検討
 - H32 地理空間情報の整備・流通・利活用のための基準やルールの整備のあり方の検討
 - H33 地理空間情報の整備・流通・利活用のための基準やルールの整備のあり方の検討

施策の成果の公表 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/sokuitiri/index.html>

担当府省 国土交通省 所属・役職 連絡先 (TEL) 国土政策局 国土情報課 GIS第一係長 03-5253-8111 (内線：29845)

施策名 **地理情報標準の整備**

基本計画該当箇所 1. (1) ②、4. 各種計画との連携

目指すべき姿 ③質の高い暮らしへの貢献、⑤国際貢献の進展

基本計画での位置づけ（目標とその達成時期）
 地理空間情報分野における国際的な役割を果たすとともに、国内の地理空間情報の整備・流通・利活用の促進のため、国際標準化機構（ISO）における地理空間情報に係る規格策定等の国際的なルールづくりや地理情報標準のJIS化に向けた検討に継続して参画し、最新のISO規格及びJIS規格に基づいて体系化した地理情報標準プロファイル（JPGIS）を適時に改訂するとともに、地方公共団体や民間における使用が促進されるように、普及・啓発活動を行う。

○背景
 地理空間情報の効率的な整備とその活用を促進するため、整備されたデータが相互利用できるようデータ交換方法や仕様等に関する標準化が必要である。

○目的
 国際標準化機構（ISO）の地理情報に関する専門委員会（TC 211）における国際規格の策定作業に参画するとともに、最新の規格に基づいて地理情報標準プロファイル（JPGIS）を適時に改訂する。

○効果
 国際的な規格策定等に日本の実情を反映することにより、日本にとって不利益な規格が策定されることを未然に防ぐことができる。また、地理情報標準の整備・普及により、異なる整備主体で整備された地理空間データの共用、システム依存性の低下、重複投資の排除等が進むことが期待できる。

施策概要（背景・目的・効果）

WTO/TBT協定
 貿易の技術的障害に関する協定
 1995年1月発効

加盟

WTO/TBT加盟国は国家規格を制定する場合、ISO/IEC等の国際規格が存在するときはこれに整合する。

日本 国家規格 → ISO/IEC等の国際規格
 整合する必要性

ISO/TC 211における地理情報標準の検討に対して：
 → 積極的な貢献が重要（日本に不都合な規格をふせぐ）
 → 国内の標準作成：ISO/TC 211に整合したものとする必要

標準規格
 ISO/TC 211
 国際標準 ISO191XX シリーズ
 JIS
 国内標準 JISX71XX シリーズ
 抽出・体系化

抽出・体系化

実用版規格
 JPGIS
 地理情報標準プロファイル
 ※標準規格の中から実利用に必要な内容を抽出・体系化

※そのままでは規定している範囲が広く、自由度が高い規格

各年度の取組

H29

H30

H31

H32

H33

- ・国際標準化機構（ISO）における地理空間情報に係る国際規格の策定作業に参画する
- ・地理情報標準のJIS化に向けた検討に参画する
- ・最新のISO規格及びJIS規格に基づいて体系化した地理情報標準プロファイル（JPGIS）を適時に改訂する
- ・地理情報標準の地方公共団体や民間における使用が促進されるように、普及・啓発活動を行う

施策の成果の公表 有（ISO規格、JIS規格は各団体が刊行、JPJISは国土地理院が公表している）

担当府省 国土交通省 所属・役職 連絡先（TEL） 国土地理院 企画部 技術管理課 課長補佐 029-864-1111（内線：3532）

施策名 相対的な位置精度が高い地理空間情報を絶対的な位置精度の高い地理空間情報へのひも付け

基本計画該当箇所 1. (1) ② 各種計画との連携 ⑤科学技術基本計画

目指すべき姿 ①災害に強い国土の形成、②交通・物流サービスの創出、③質の高い暮らしへの貢献、④地域産業の活性化

基本計画での位置づけ（目標とその達成時期）
 地理空間情報の流通・連携・利活用の促進のため、平成30年度までに相対的に位置精度の高いデータを基盤地図情報（電子国土基本図等）にひも付ける方法について検討し、その結果をもとに平成33年度までにひも付ける仕組みを構築する。

車の自動運転や無人航空機分野では、相対精度の高い地理空間情報が作られるようになり、こうした情報の流通が促進されることで、新たに生み出されるサービス・産業の実現に貢献できる。このような地理空間情報を一元的に円滑な利活用を促進するためには、絶対位置にひも付ける必要がある。そこで、様々な主体が整備している地理空間情報を国土地理院が整備する基盤地図情報（電子国土基本図等）にひも付けて重ね合わせる仕組みを構築する。

絶対的な位置精度が高い地理空間情報

国土地理院

電子国土基本図
基盤地図情報
基準点情報

ひも付ける

地理空間情報の流通・連携・利活用の促進

相対的な位置精度が高い地理空間情報

産学官民

まちづくり 電子地図 航空写真 交通

防災 統計情報 ライフライン 農林水産 ...

多種多様な地理空間情報

- 各年度の取組
- H29 相対的に位置精度の高いデータを基盤地図情報（電子国土基本図等）にひも付ける方法について検討
 - H30 相対的に位置精度の高いデータを基盤地図情報（電子国土基本図等）にひも付ける方法について検討
 - H31 相対的に位置精度の高いデータを基盤地図情報（電子国土基本図等）にひも付けて重ね合わせる仕組みを構築
 - H32 相対的に位置精度の高いデータを基盤地図情報（電子国土基本図等）にひも付けて重ね合わせる仕組みを構築
 - H33 相対的に位置精度の高いデータを基盤地図情報（電子国土基本図等）にひも付けて重ね合わせる仕組みを構築

施策の成果の公表 なし

担当府省 国土交通省 所属・役職 連絡先 (TEL) 国土地理院 企画部 地理空間情報企画室 計画調整係長 029-864-1111 (内線：3452)

施策名 測位衛星を用いた新たな測位技術による位置情報の測量成果への適合手法の検討

基本計画
該当箇所 1. (1) ②

各種計画
との連携

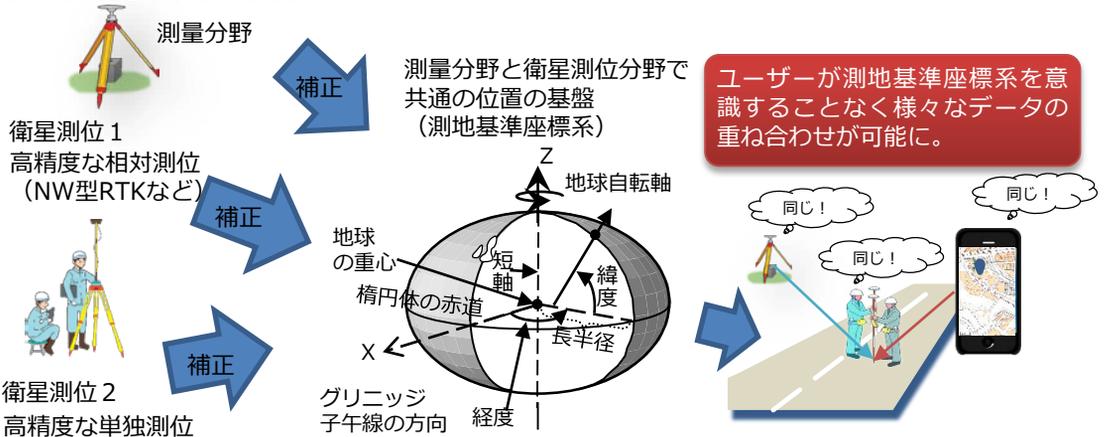
目指すべき姿 ①災害に強い国土の形成、④地域産業の活性化

基本計画
での位置
づけ（目
標とその
達成時
期）

平成29年度に有識者による委員会を開き、衛星測位技術による位置情報と地理空間情報を整合させる最適な測地基準座標系及びそのための仕組みの検討を行い、提言としてまとめる。
委員会の提言に基づき、平成32年度までに対象とする衛星測位技術による位置情報と測地基準座標系を適切に整合させるための補正方法の検討を行う。
平成33年度までに、検討した適合手法をマニュアル等にとりまとめ、実用化を目指す。

施策概要
（背景・
目的・効
果）

平成29年度は有識者による委員会を開き、最適な測地基準座標系について検討を行い、提言としてまとめる。
地殻変動を考慮した補正（セミ・ダイナミック補正）は、電子基準点を用いる測量において、基本計画に基づいてマニュアルの整備や作業規程の準則に規定するなどその推進を図った結果、施策の目的は達成している。一方で、衛星測位技術は日々進化しており、測量分野だけでなく、簡易に高精度な位置情報を誰もが入手できる環境が整いつつある。こうした技術によりリアルタイムでグローバルな位置情報が高精度に得られたとしても、日本のような地殻変動が活発な地域では、得られた位置情報を測量や地図等で用いられる静的な位置情報と整合しないため、地殻変動を加味し、両者を整合させるための仕組みが必要である。
この仕組みにより、衛星測位技術で得られた位置情報は、地理空間情報として周りの地物との位置関係に支障なく利用できるようになる。



各年度の
取組

- H29 最適な測地基準座標系について検討を行い、提言としてまとめる。
- H30 最適な測地基準座標系に各分野の測位情報を整合させるための補正方法の検討
- H31 最適な測地基準座標系に各分野の測位情報を整合させるための補正方法の検討
- H32 最適な測地基準座標系に各分野の測位情報を整合させるための補正方法の検討
- H33 適合手法の取りまとめ、実用化

施策の成
果の公表

国土地理院技術資料リスト-2 (<http://www.gsi.go.jp/REPORT/TECHNICAL/gsigijutsu2.htm>)

担当府省

国土交通省

所属・役職
連絡先 (TEL)

国土地理院 測地部 測地基準課 基準管理係長
029-864-1111

| | | | |
|-----|--------------|--|--|
| 施策名 | 道路工事完成図面の電子化 | | |
|-----|--------------|--|--|

| | | | |
|--------------|----------|--------------|--|
| 基本計画 該当箇所 | 1. (1) ② | 各種計画 との連携 | |
|--------------|----------|--------------|--|

| | | | |
|--------|-------------|--|--|
| 目指すべき姿 | ①災害に強い国土の形成 | | |
|--------|-------------|--|--|

| | | | |
|---|-----------------------------------|--|--|
| 基本計画 での位置 づけ（目 標とその 達成時 期） | 道路工事完成図面等作成要領に基づき、道路関係図書の電子化を進める。 | | |
|---|-----------------------------------|--|--|

道路工事完成図面等作成要領に基づく電子納品を進めるため、作成・電子納品方法の普及活動を行うとともに、効率的にデータの集約・管理を行うためのシステムを利用して、道路関係図面の電子化を進める。

道路工事完成図等地図情報イメージ

施設諸元
占用物
異常事象

道路基盤地図情報
その他
(基盤地図, 数値地図等)

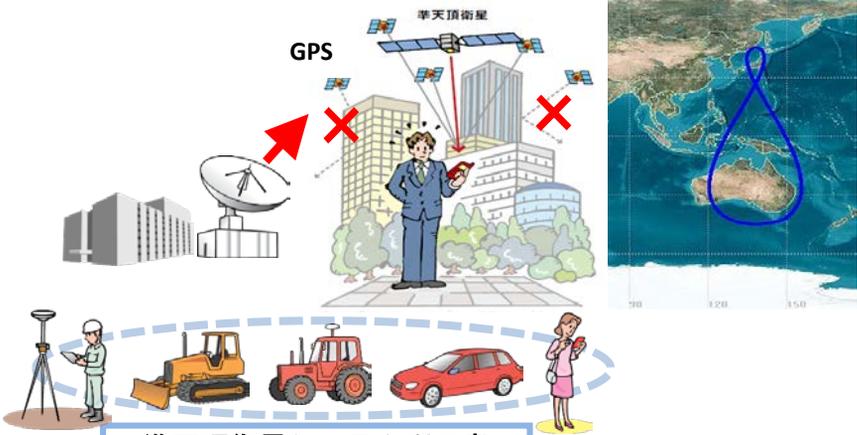
道路管理情報の統合管理による情報の共有化

| | | |
|------------|-----|-----------------------------|
| 各年度の 取組 | H29 | 直轄国道等を中心に、順次道路関係図面の電子化を進める。 |
| | H30 | |
| | H31 | |
| | H32 | |
| | H33 | |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 施策の成果の公表 | 無 | | |
|----------|---|--|--|

| | | | |
|------|-------|--------------------|--|
| 担当府省 | 国土交通省 | 所属・役職 連絡先 (TEL) | 道路局 国道・防災課 道路防災対策室 課長補佐 03-5253-8489 (内線：37884) |
|------|-------|--------------------|--|

| | | | |
|---|--|-------------------------|---|
| 施策名 | 国の安全の確保のためのルール等の整備 | | |
| 基本計画 該当箇所 | 1. (1) ② | 各種計画 との連携 | |
| 目指すべ き姿 | ③質の高い暮らしへの貢献、④地域産業の活性化 | | |
| 基本計画 での位置 づけ（目 標とその 達成時 期） | 地理空間情報の整備・流通・利活用をより促進させるため、地理空間情報の高度化・ユーザーニーズの多様化等に応じて、国の安全の確保のためのルール等を整備する。 | | |
| 施策概要 （背景・ 目的・効 果） | <p>国の安全は、国民が安心して生活し、国が発展と繁栄を続けていく上で不可欠なものであり、地理空間情報の活用の推進に当たっては、地理空間情報活用推進基本法の基本理念にもあるとおり、国の安全が害されることのないよう配慮していく必要がある。</p> <p>このため、地理空間情報の高度化・ユーザーニーズの多様化等に応じた、国の安全の確保のためのルール等の整備について、関係省庁等の意見及び関連する状況の変化を踏まえつつ検討を進める。</p> | | |
| 各年度 の取組 | H29 | 国の安全の確保のためのルール等の整備に係る検討 | |
| | H30 | 国の安全の確保のためのルール等の整備に係る検討 | |
| | H31 | 国の安全の確保のためのルール等の整備に係る検討 | |
| | H32 | 国の安全の確保のためのルール等の整備に係る検討 | |
| | H33 | 国の安全の確保のためのルール等の整備に係る検討 | |
| 施策の成 果の公表 | 無 | | |
| 担当府省 | 推進会議 | 所属・役職 連絡先（TEL） | 内閣官房国家安全保障局 参事官補佐 03-5253-2111（内線：82957） |

| | | | |
|---|--|----------------------------|---|
| <p>施策名</p> | <p>実用準天頂衛星システム事業の推進</p> | | |
| <p>基本計画 該当箇所</p> | <p>1. (2) ①</p> | <p>各種計画 との連携</p> | <p>①日本再興戦略2016、②宇宙基本計画</p> |
| <p>目指すべき姿</p> | <p>①災害に強い国土の形成、②交通・物流サービスの創出、③質の高い暮らしへの貢献、 ④地域産業の活性化、⑤国際貢献の進展</p> | | |
| <p>基本計画 での位置 づけ（目 標とその 達成時 期）</p> | <p>2018年度（平成30年度）からの4機体制、さらには2023年度（平成35年度）をめどに持続測位が可能となる7機体制でのサービス開始に向け、開発・準備・運用を推進する。</p> | | |
| <p>施策概要 （背景・ 目的・効 果）</p> | <p>「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」（平成23年9月30日閣議決定）において、準天頂衛星システムは、産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力の向上等広義の安全保障に資するものであり、我が国として、実用準天頂衛星システムの整備に可及的速やかに取り組むこととする、とされ、また、宇宙基本計画（平成27年1月9日宇宙開発戦略本部決定）でもその推進が掲げられたこと等を踏まえ、測位衛星の補完機能（測位可能時間の拡大）及び測位の精度や信頼性を向上させる補強機能等を有する準天頂衛星システムの開発・整備・運用を行うとともに、その利用促進によりG空間社会の実現を目指す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>準天頂衛星 システム (地上システム)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>準天頂衛星 システム (宇宙システム)</p> </div> </div>  <p style="text-align: center;">準天頂衛星システム利用者</p> | | |
| <p>各年度の 取組</p> | <p>H29 準天頂衛星の4機体制、7機体制の構築に向けて、着実に開発・整備を実施</p> <p>H30 準天頂衛星の4機体制運用を実施、また7機体制の構築に向けて、着実に開発・整備を実施</p> <p>H31 準天頂衛星の4機体制運用を実施、また7機体制の構築に向けて、着実に開発・整備を実施</p> <p>H32 準天頂衛星の4機体制運用を実施、また7機体制の構築に向けて、着実に開発・整備を実施</p> <p>H33 準天頂衛星の4機体制運用を実施、また7機体制の構築に向けて、着実に開発・整備を実施</p> | | |
| <p>施策の成 果の公表</p> | <p>無</p> | | |
| <p>担当府省</p> | <p>内閣府</p> | <p>所属・役職 連絡先 (TEL)</p> | <p>宇宙開発戦略推進事務局 準天頂衛星システム担当 03-6257-1778</p> |

施策名 **実用準天頂衛星システム等の利活用の促進**

基本計画該当箇所 1. (2)②

各種計画との連携 ①日本再興戦略2016、②宇宙基本計画

目指すべき姿 ①災害に強い国土の形成、②交通・物流サービスの創出、③質の高い暮らしへの貢献、④地域産業の活性化、⑤国際貢献の進展

基本計画での位置づけ（目標とその達成時期）

2018年度（平成30年度）からの4機体制、さらには2023年度（平成35年度）をめどに持続測位が可能となる7機体制でのサービス開始に向け、その利活用を推進する。

各分野において産業界との連携を図りつつ、アプリケーションの開発などを通じ、実用準天頂衛星システム等の利活用を積極的に推進する。

準天頂衛星システム

情報化施工

精密測量

精密農業

各種ナビゲーション

- 各年度の取組
- H29 7機体制の構築に向け、必要な機能・性能向上及び利活用について研究する体制を整備し、継続的に検討
 - H30 7機体制の構築に向け、必要な機能・性能向上及び利活用について研究する体制を整備し、継続的に検討
 - H31 7機体制の構築に向け、必要な機能・性能向上及び利活用について研究する体制を整備し、継続的に検討
 - H32 7機体制の構築に向け、必要な機能・性能向上及び利活用について研究する体制を整備し、継続的に検討
 - H33 7機体制の構築に向け、必要な機能・性能向上及び利活用について研究する体制を整備し、継続的に検討

施策の成果の公表 無

担当府省 内閣府

所属・役職 宇宙開発戦略推進事務局 準天頂衛星システム担当

連絡先 (TEL) 03-6257-1778

施策名 新事業・新サービスを創出するための民間資金や各種支援策の活用等

基本計画該当箇所 1. (2)②、2. (1)①、2. (1)②、4. 、5. (2) **各種計画との連携** ①日本再興戦略2016、②宇宙基本計画

目指すべき姿 ①災害に強い国土の形成、②交通・物流サービスの創出、③質の高い暮らしへの貢献、④地域産業の活性化、⑤国際貢献の進展

基本計画での位置づけ（目標とその達成時期） 社会インフラ整備・維持、防災・減災、ITS、物流、農林水産、個人サービス・観光、地域・民間事業者発の革新的ビジネスモデルの創出に向けて、関連施策における司令塔組織や関係省庁、産学関係者とも連携しつつ検討及び実証を行う。上記の活動に並行して、既存の宇宙産業に加えて宇宙分野への新規参入に関心を有するベンチャー企業、中小企業、大企業や金融機関、大学、個人等の多様な参加者を巻き込み、新たな宇宙ビジネスの創出を図るためのスペースニューエコノミー創造ネットワーク（S-NET）活動により宇宙関連サプライチェーンの多様化、活性化の実現を目指す。

施策概要（背景・目的・効果）

G空間情報と連携した宇宙に関連した新事業・新サービスを創出するため、民間資金や各種支援策の活用等に関して検討し、必要な措置を講じる。
S-NETでは、宇宙産業に参入済みの企業だけでなく、これまでは非宇宙産業と位置付けられていた企業やVCなど、サプライサイドからデマンドサイドまでの多様なプレイヤーのコラボレーションを促進。横の繋がりを活かした様々な活動を通じて宇宙産業の裾野を拡大し、革新的なビジネスアイデアの創出を促す。

- 各年度の取組**
- H29** 宇宙関連サプライチェーンの多様化、活性化の推進。また、衛星データの利活用に資する基盤の整備について、具体化に向けた検討を行い、その実施を図る。
 - H30** 宇宙関連サプライチェーンの多様化、活性化の推進。また、衛星データの利活用に資する基盤の整備について、具体化に向けた検討を行い、その実施を図る。
 - H31** 宇宙関連サプライチェーンの多様化、活性化の推進。また、衛星データの利活用に資する基盤の整備について、具体化に向けた検討を行い、その実施を図る。
 - H32** 宇宙関連サプライチェーンの多様化、活性化の推進。また、衛星データの利活用に資する基盤の整備について、具体化に向けた検討を行い、その実施を図る。
 - H33** 宇宙関連サプライチェーンの多様化、活性化の推進。また、衛星データの利活用に資する基盤の整備について、具体化に向けた検討を行い、その実施を図る。

施策の成果の公表 無

担当府省 内閣府 **所属・役職** 宇宙開発戦略推進事務局 **連絡先 (TEL)** 宇宙開発戦略推進事務局 S-NET担当 03-6205-7036

| | | | |
|-----|------------------|--|--|
| 施策名 | 準天頂衛星を利用したSBAS整備 | | |
|-----|------------------|--|--|

| | | | |
|--------------|----------|--------------|---------|
| 基本計画 該当箇所 | 1. (2) ② | 各種計画 との連携 | ②宇宙基本計画 |
|--------------|----------|--------------|---------|

| | |
|--------|--------------|
| 目指すべき姿 | ③質の高い暮らしへの貢献 |
|--------|--------------|

| | |
|---|---------------------------------------|
| 基本計画 での位置 づけ(目 標とその 達成時 期) | 平成32年度からの衛星航法システム(SBAS)運用開始に向けた整備を行う。 |
|---|---------------------------------------|

現在、運輸多目的衛星(MTSAT)を用いた航空用の衛星航法システム(SBAS)による測位補強サービスを提供しており、空港における就航率改善や、従来型航法装置の電波覆域外を航行することを可能とする等の効果を得られているが、平成31年度末にMTSATの寿命を迎える。

その後、SBASによる測位補強サービスについては、内閣府が整備・運用する準天頂衛星システムの静止衛星等を利用して継続することとし、航空局はSBAS処理装置の整備と運用を行う。

これにより、MTSATの運用終了後もこれまで航空局が提供してきたSBASによる測位補強サービスが継続されることから、航空機の運航における安全・安心が今後も確保される。

図説: SBASシステムの構成とデータフロー。GPS衛星、準天頂衛星(静止衛星)と航空機がSBAS信号を受信する。地上では、航空局(航空局)がSBAS運用とSBAS処理装置を管理し、内閣府(内閣府)の主管制局(主管制局)が準天頂衛星と監視局(監視局)と通信する。

| | | |
|------------|-----|---|
| 各年度の 取組 | H29 | 準天頂衛星を利用した航空用の衛星航法システム(SBAS)による測位補強サービスの検討・整備 |
| | H30 | |
| | H31 | |
| | H32 | |
| | H33 | |

| | |
|----------|---|
| 施策の成果の公表 | 無 |
|----------|---|

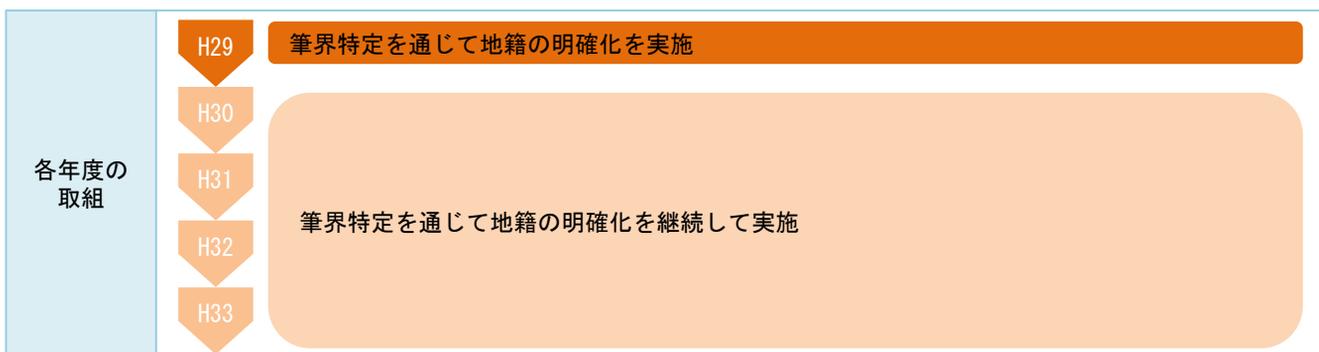
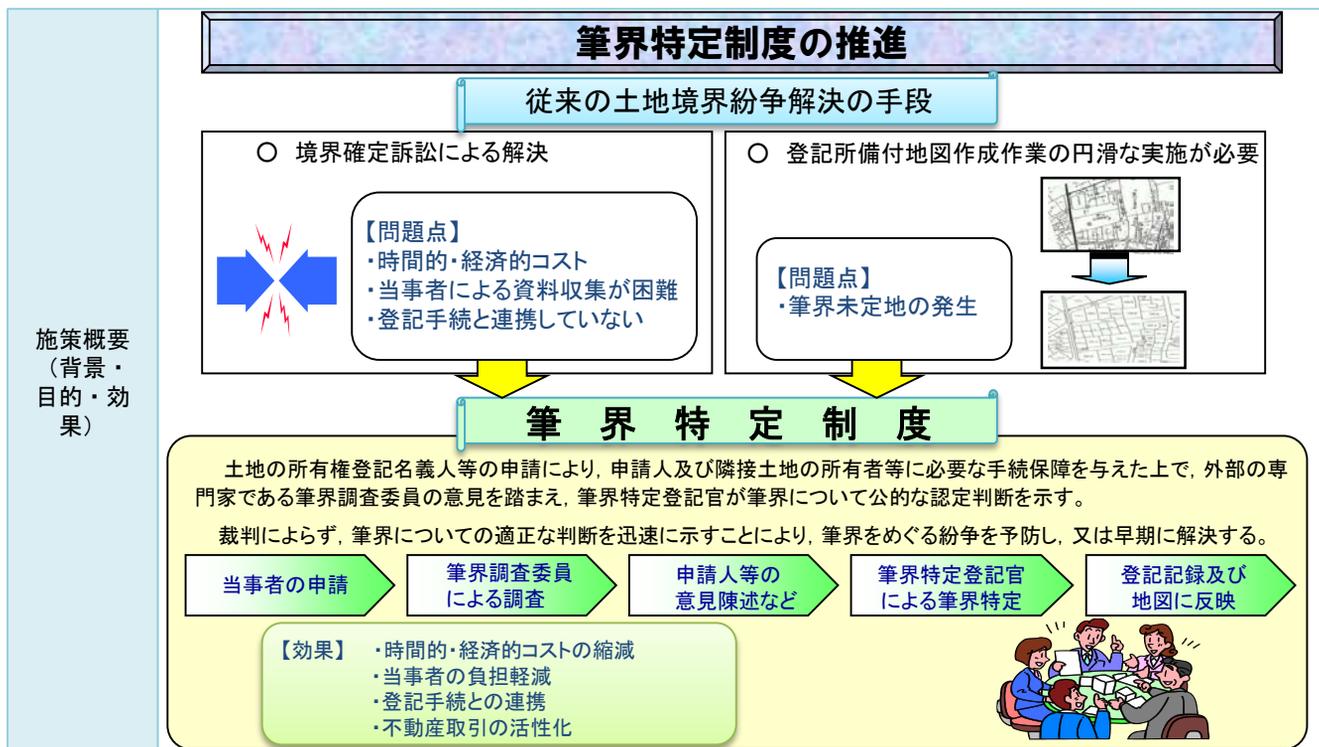
| | | | |
|------|-------|--------------------|--|
| 担当府省 | 国土交通省 | 所属・役職 連絡先 (TEL) | 航空局 交通管制部 管制技術課 航空管制技術調査官 03-5253-8111 (内線：51460) |
|------|-------|--------------------|--|

| | | | |
|-----|---------|--|--|
| 施策名 | 筆界特定の推進 | | |
|-----|---------|--|--|

| | | | |
|--------------|--------|--------------|--|
| 基本計画 該当箇所 | 1. (3) | 各種計画 との連携 | |
|--------------|--------|--------------|--|

| | | | |
|--------|--------------|--|--|
| 目指すべき姿 | ③質の高い暮らしへの貢献 | | |
|--------|--------------|--|--|

| | | | |
|---|--|--|--|
| 基本計画 での位置 づけ（目 標とその 達成時 期） | <p>不動産登記法に基づく筆界特定制度（筆界特定登記官が、関係資料や外部専門家の意見に基づき、登記された土地の境界（筆界）を適正かつ迅速に特定する手続き。平成17年度に導入。）を活用して、地籍の明確化を推進していく。</p> | | |
|---|--|--|--|



| | | | |
|----------|---|--|--|
| 施策の成果の公表 | 無 | | |
|----------|---|--|--|

| | | | |
|------|-----|--------------------|---|
| 担当府省 | 法務省 | 所属・役職 連絡先 (TEL) | 民事局 民事第二課 不動産登記第三係長 03-3580-4111 (内線：5970) |
|------|-----|--------------------|---|

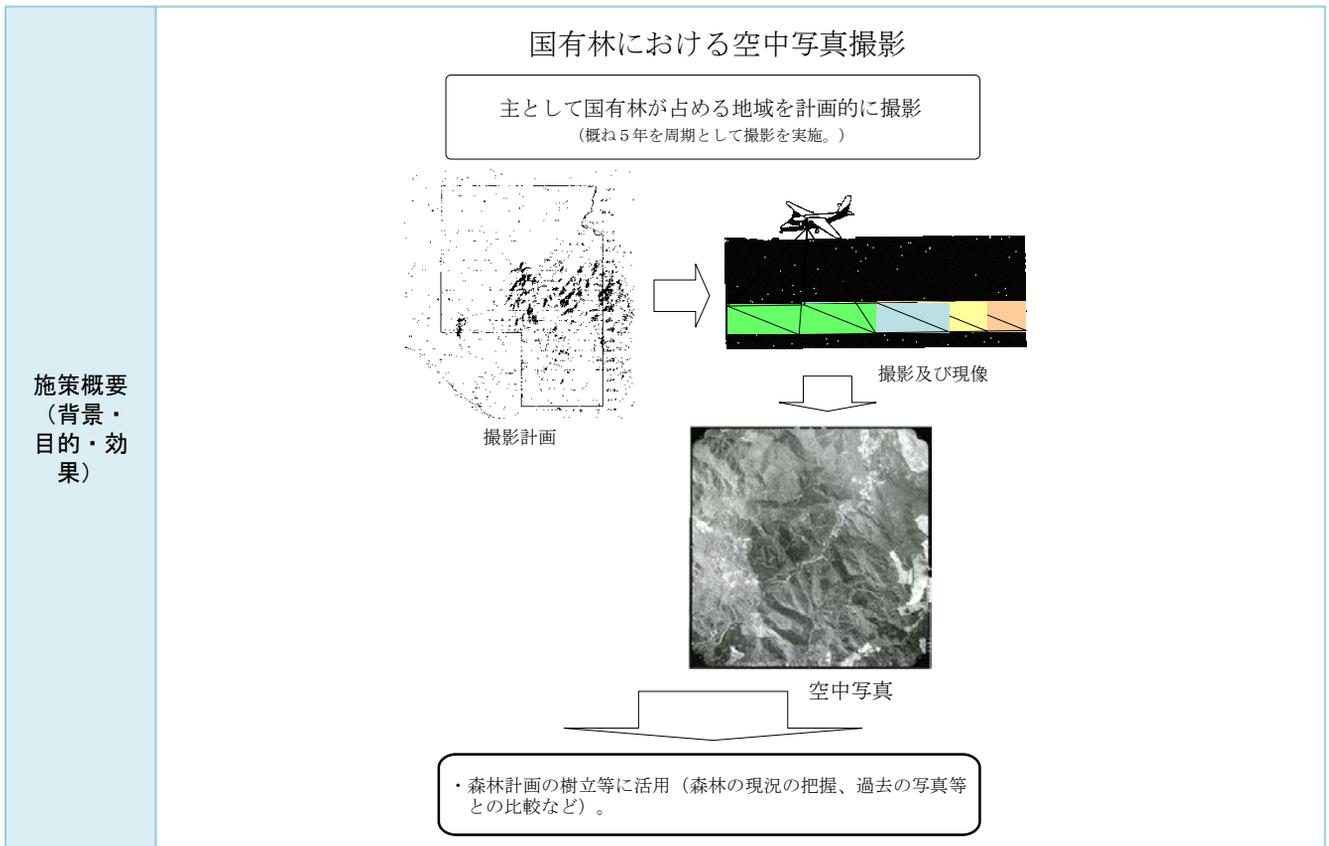
| | | | |
|---|--|----------------------------|---|
| <p>施策名</p> | <p>登記所備付地図作成作業</p> | | |
| <p>基本計画 該当箇所</p> | <p>1. (3)</p> | <p>各種計画 との連携</p> | <p>①日本再興戦略2016、③国土強靱化基本計画</p> |
| <p>目指すべき姿</p> | <p>①災害に強い国土の形成</p> | | |
| <p>基本計画 での位置 づけ（目 標とその 達成時 期）</p> | <p>日本再興戦略等の下での我が国経済の再生及び震災復興のため、次のとおり登記所備付地図整備事業を推進</p> <p>ア 登記所備付地図作成作業(従来型作業) 登記所備付地図作成作業第2次10か年計画(27'～36'着手分)を策定(合計200km²)</p> <p>イ 大都市型登記所備付地図作成作業 地図の整備が特に困難な大都市について、大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画(27'～36'着手分)を策定(合計30km²)</p> <p>ウ 震災復興型登記所備付地図作成作業 東日本大震災の被災地において、震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画(27'～29'着手分)を策定(合計9km²)</p> | | |
| <p>施策概要 (背景・ 目的・効 果)</p> | <p>現状と実績 ○法務局においては、都市部のうち、現状と公図とが大きく異なる地域について登記所備付地図作成作業を実施する必要があるものの、平成27年度着手分で135km²が完了するに止まる。</p> <p>政府方針 ○平成15年6月「民活と各省連携による地籍整備の方針」全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を協力を推進 ○平成28年6月「経済財政運営と改革の基本方針2016」登記所備付地図の整備の推進 ○平成28年6月「日本再興戦略・改訂2016」登記所備付地図作成作業の推進</p> <p>問題点 【全国共通の問題点】 全国の都市部においては、精度の高い地図（登記所備付地図）の整備が不十分であり、不動産の流動化及び公共事業の円滑な実施が妨げられている。 【大都市における問題点】 大都市においては、権利関係が複雑であり、地権者の理解が得られにくく、地図の整備が進んでいない。 【被災地における問題点】 東日本大震災の被災地（宮城県、福島県及び岩手県）においては、地図の未整備によって、復旧・復興が妨げられているため、地方自治体から地図整備を強く要望されている。</p> <p>効果 ○都市の再開発が進み、大規模商業施設等が増えて、経済活動が活発になる。 ○大規模災害が起こった場合であっても、土地の買収が容易になり、復旧・復興事業を迅速に行うことができる。 ○隣地との境界が明確になるため、隣人との境界争いが起きる心配がない。</p> | | |
| <p>各年度の 取組</p> | <p>H29 全国の都市部に加え、大都市の枢要部や地方の拠点都市及び東日本大震災の被災県の地図混乱地域のうち、26km²について、登記所備付地図を作成する。</p> <p>H30 平成29年度と同じ</p> <p>H31 平成30年度と同じ</p> <p>H32 平成31年度と同じ</p> <p>H33 平成32年度と同じ</p> | | |
| <p>施策の成 果の公表</p> | <p>無</p> | | |
| <p>担当府省</p> | <p>法務省</p> | <p>所属・役職 連絡先 (TEL)</p> | <p>民事局 民事第二課 不動産登記第二係長 03-3580-4111 (内線：2438)</p> |

施策名 国有林における空中写真撮影

基本計画 1. (3) 各種計画との連携

目指すべき姿 ①災害に強い国土の形成

基本計画での位置づけ（目標とその達成時期）
 国有林の実態を正確に把握し、国有林における森林計画樹立にあたっての基礎資料として活用するために、主として国有林が占める地域を、計画的に空中写真撮影を行う。森林計画の樹立に併せ、概ね5年周期で主として国有林が占める地域の撮影を行う。



- 各年度の取組
- H29 第5白滝等12地域の空中写真撮影を行う。
 - H30 第9日高西部等11地域の空中写真撮影を行う。
 - H31 第6知床・羅臼等12地域の空中写真撮影を行う。
 - H32 第9留萌中部等9地域の空中写真撮影を行う。
 - H33 第5天塩山地等16地域の空中写真撮影を行う。

施策の成果の公表 http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kutyu_syasin/index.html

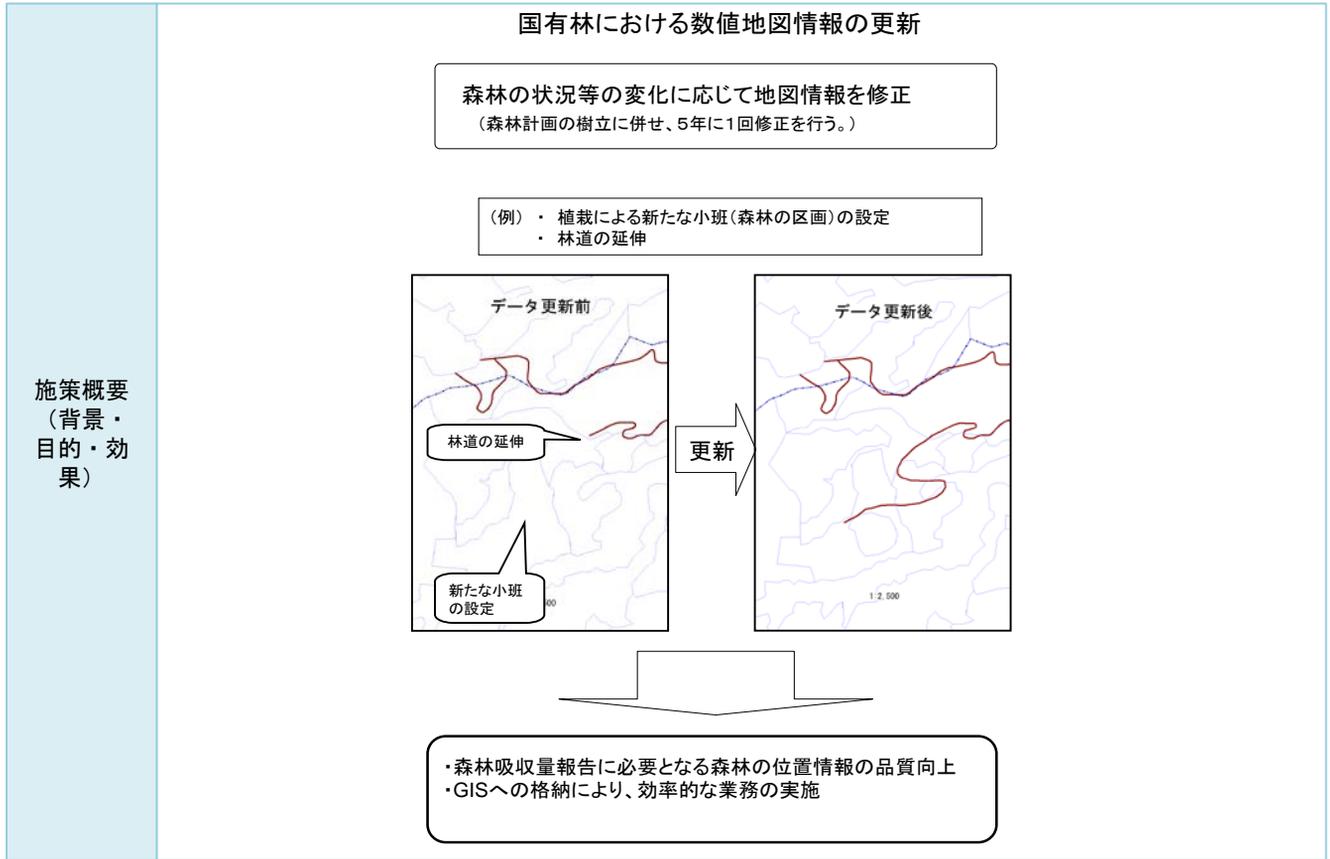
担当府省 農林水産省 所属・役職 連絡先 (TEL) 林野庁 経営企画課 地域森林計画調整官 03-3502-8111 (内線：6282)

施策名 国有林における数値地図情報の更新

基本計画
該当箇所 1. (3) 各種計画
との連携

目指すべき姿 ①災害に強い国土の形成

基本計画での位置づけ(目標とその達成時期)
国有林の実態を正確に把握し、空中写真を用いた森林状況の変化等に伴う地図情報の修正を森林計画樹立時に併せて実施し、森林吸収量報告に必要な森林の位置情報の品質を高めるとともに、国有林野事業の効率的な実施に資する。
森林計画の樹立に併せ、概ね5年周期で国有林の地図情報を更新する。



- 各年度の取組
- H29 留萌森林計画区など全国30森林計画区等の地図情報を更新する。
 - H30 石狩空知森林計画区など全国32森林計画区等の地図情報を更新する。
 - H31 上川南部森林計画区など全国32森林計画区等の地図情報を更新する。
 - H32 日高森林計画区など全国30森林計画区等の地図情報を更新する。
 - H33 宗谷森林計画区など全国32森林計画区等の地図情報を更新する。

施策の成果の公表 無

担当府省 農林水産省 所属・役職 連絡先 (TEL) 林野庁 経営企画課 施業計画係長 03-3502-8111 (内線：6282)

| | | | |
|-----------------------|---|----------|--|
| 施策名 | 国有林地理情報システムの運用 | | |
| 基本計画該当箇所 | 1. (3) | 各種計画との連携 | |
| 目指すべき姿 | ①災害に強い国土の形成 | | |
| 基本計画での位置づけ(目標とその達成時期) | 平成33年度まで国有林GISの機能改修を行いつつ、引き続き運用をしていながら、各種調査等の現場業務の効率化を図る。 | | |

国有林における森林情報を一元的に管理する森林GISの運用等を行い、国有林野の管理経営の効率化を図る。

【背景】

- 森林吸収量の報告・検証体制の強化
- 基本図、森林調査簿等を使用する業務へのIT化による効果的な支援

基本図のデジタル化
(毎年更新)

森林調査簿・伐採造林簿データ
伐採・造林等の予定及び実行データ

国有林GIS

基本図と森林調査簿等の迅速な活用
(データ更新、プログラム修正)

プログラム開発
(16年度実施)

GPS・デジタルカメラとの連携

【活用内容】

○基本図、調査簿等を使う業務の支援

- ① 地図(画面)から調査簿データを抽出し表示
(例えば)
 - ・地図上で林小班を指定し調査簿データを抽出し事業予定等の検討に活用
 - ・地図上で林小班に係る法規制等を確認し適正な事業実行を確保
- ② 樹種、林齢等の条件を設定し表示・印刷
(例えば)
 - ・図面を迅速に分かり易く作成し各種報告の添付図面等に活用
 - ・森林資源状況など外部への効果的な情報提供(NPO等)との事業連携

○各種調査など現場業務の支援
(例えば)

- ・GPSの活用→現在位置の特定、目的地への到達等
- ・デジタルカメラの活用→災害箇所等の地図上(画面)での蓄積による現況把握、情報提供
- ・新設予定の路網の事前調査等の活用

施策概要
(背景・目的・効果)

| | | |
|--------|-----|-------------------------------------|
| 各年度の取組 | H29 | 各種調査などに森林GISを活用して、国有林野の管理経営を効率的に行う。 |
| | H30 | 各種調査などに森林GISを活用して、国有林野の管理経営を効率的に行う。 |
| | H31 | 各種調査などに森林GISを活用して、国有林野の管理経営を効率的に行う。 |
| | H32 | 各種調査などに森林GISを活用して、国有林野の管理経営を効率的に行う。 |
| | H33 | 各種調査などに森林GISを活用して、国有林野の管理経営を効率的に行う。 |

| | |
|----------|---|
| 施策の成果の公表 | 無 |
|----------|---|

| | | | |
|------|-------|--------------------|---|
| 担当府省 | 農林水産省 | 所属・役職 連絡先 (TEL) | 林野庁 経営企画課 事務管理班 情報企画係 03-3502-8111 (内線：6290) |
|------|-------|--------------------|---|

| | | | |
|-----|----------------------|--|--|
| 施策名 | Web連携型国有林地理情報システムの整備 | | |
|-----|----------------------|--|--|

| | | | |
|--------------|--------|--------------|--|
| 基本計画 該当箇所 | 1. (3) | 各種計画 との連携 | |
|--------------|--------|--------------|--|

| | | | |
|--------|-------------|--|--|
| 目指すべき姿 | ①災害に強い国土の形成 | | |
|--------|-------------|--|--|

| | | | |
|---|---|--|--|
| 基本計画 での位置 づけ（目 標とその 達成時 期） | 現行の国有林地理情報システムの機能を補完する国有林GIS民国連携サブシステムを整備し、民有林と森林情報の共有化による図面計画の作成等により、国有林野の管理経営の効率化を図る。（今年度で終了予定） | | |
|---|---|--|--|

施策概要
(背景・目的・効果)

国有林
 民有林
 施業の提案
 一体的・効率的な路網設計
 地方公共団体
 民間林業事業体 等

| | | | |
|------------|--|--|--|
| 各年度の 取組 | H29 民有林との連携事業等に活用して、国有林野の管理経営を効率的に行う。 | | |
|------------|--|--|--|

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 施策の成果の公表 | 無 | | |
|----------|---|--|--|

| | | | |
|------|-------|--------------------|--|
| 担当府省 | 農林水産省 | 所属・役職 連絡先 (TEL) | 林野庁 経営企画課 施業計画係長 03-3502-8111 (内線：6282) |
|------|-------|--------------------|--|

| | | | |
|---|--|--------------------|--------------------------------|
| 施策名 | 広域スケールでの「谷津田」のマップ化 | | |
| 基本計画 該当箇所 | 1. (3) | 各種計画 との連携 | |
| 目指すべき姿 | ③質の高い暮らしへの貢献 | | |
| 基本計画 での位置 づけ（目 標とその 達成時 期） | 地物の形状をもとに類型化するGIS解析手法を開発する。その手法により、水田の幅に基づく「谷津田」の検出して、類型化し、マップ化する。 | | |
| 施策概要 （背景・ 目的・効 果） | <p>一定の幅を基準に、幅の狭い水田を「狭幅水田」と定義し、全国の水田データにおけるその地域分布、全水田に対する面積割合、隣接する土地利用との関係を割り出し、マップ化する。</p>  <p>凡例 水田タイプ 狭幅 主流</p> <p>マップ化したイメージ図 （幅の広い「主流」の水田と、谷津田のように狭い「狭幅」水田）</p> | | |
| 各年度の 取組 | <p>H29 農業動態統計等と関連付け、「谷津田」がおかれている社会経済的な状況を検証する</p> <p>谷津田を含む農業環境の保全のためにマップ公開</p> | | |
| 施策の成 果の公表 | 学会発表等 | | |
| 担当府省 | 農林水産省 | 所属・役職 連絡先 (TEL) | 農研機構 農業環境変動研究センター 029-838-8226 |

| | | |
|-----|----------------|--|
| 施策名 | 家畜防疫マップシステムの運用 | |
|-----|----------------|--|

| | | |
|--------------|--------|--------------|
| 基本計画 該当箇所 | 1. (3) | 各種計画 との連携 |
|--------------|--------|--------------|

| | |
|--------|-------------|
| 目指すべき姿 | ①災害に強い国土の形成 |
|--------|-------------|

| | |
|---|---|
| 基本計画 での位置 づけ(目 標とその 達成時 期) | 平成29～31年度においては、家畜の疾病発生時に、迅速かつ適確に防疫措置を計画・実行するため、平成26年から運用している現在の防疫マップシステムを継続して運用する。また、必要に応じて、システムの改修を行う。 これまでのシステムの活用状況等を踏まえ、平成32～33年度にかけて、次期家畜防疫マップシステムの検討及び設計を行う。 |
|---|---|

平成22年に宮崎県において口蹄疫が発生した際、発生農場及びその周辺地域において移動制限や消毒等の防疫措置、清浄性確認検査等を迅速かつ的確に実施するためには、国及び関係都道府県による発生農場を中心とした一定の区域内の農場数や家畜の飼養頭数等の把握と活用が重要であることが明らかとなったことから、平成23年、上記の防疫措置に必要な情報を迅速かつ的確に入手するための口蹄疫防疫マップシステムを開発した。平成24年度から、口蹄疫以外の家畜疾病の防疫対応にも活用できる家畜防疫マップシステムの運用を開始し、現在も継続して運用している。家畜防疫マップシステムの運用開始以降、平成26年、27年及び28年に高病原性鳥インフルエンザが発生したが、本システムを活用し、迅速かつ適切な防疫措置が実行できたことから、疾病のまん延を防止することができた。

平成29年度においては、本システムを継続して運用し、必要に応じてシステムの改修を行う。

防疫マップのイメージ

※インターネット上にデータ、処理ソフトを置き、インターネット上にある地区などの他の既存データと連携させ、防疫マップを作成⇒インターネットを介し利用

国、都道府県がソフトを所有する必要はない。

※インターネットを介し、国と県が情報共有

複数のライセンスを持つ必要が無く、バージョンアップ費用が安価
・既存のデータを利用することから開発費が低減
・維持管理費用はデータ管理サーバーの利用料が主となり、専用のソフトを持つよりもコストを抑えることが出来る

施策概要 (背景・目的・効果)

| | | |
|--------|-----|--|
| 各年度の取組 | H29 | 現在の家畜防疫マップシステムの運用及び改修 |
| | H30 | 現在の家畜防疫マップシステムの運用及び改修 |
| | H31 | 現在の家畜防疫マップシステムの運用及び改修 |
| | H32 | 現在の家畜防疫マップシステムの運用及び改修 |
| | H33 | 現在の家畜防疫マップシステムの運用及び改修 システムの活用状況等を踏まえ、次期家畜防疫マップシステムの検討及び設計 |

| | |
|----------|---|
| 施策の成果の公表 | 無 |
|----------|---|

| | | | |
|------|-------|--------------------|--|
| 担当府省 | 農林水産省 | 所属・役職 連絡先 (TEL) | 消費・安全局動物衛生課 防疫企画係長 03-3502-8295 (内線：4582) |
|------|-------|--------------------|--|

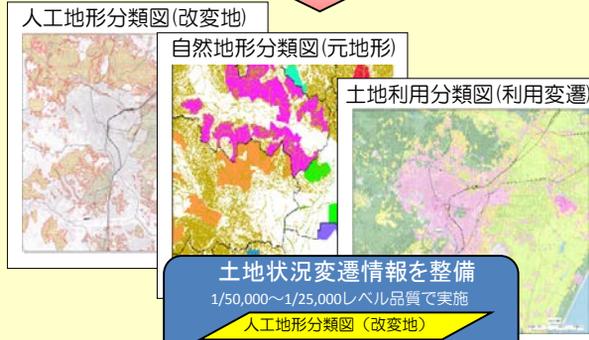
| | | |
|---|---|--------------|
| 施策名 | 土地分類基本調査（土地履歴調査） | |
| 基本計画 該当箇所 | 1.（1）①、1.（3） | 各種計画 との連携 |
| 目指すべき姿 | ①災害に強い国土の形成 | |
| 基本計画 での位置 づけ（目 標とその 達成時 期） | 平成31年度までに、人口集中地区及びその周辺部において18,000Km ² を整備する。 | |

土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然地形や改変履歴に関する情報を整備した上で、災害履歴とともにわかりやすく提供する。

① 土地状況変遷情報

土地の変遷がわかるよう過去の土地利用や人工改変地の分布、改変前の自然地形の情報を整備

明治期の地形図（5万分の1） 米軍空中写真（昭和20年代）



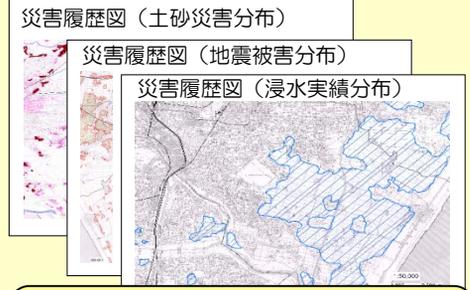
土地状況変遷情報を整備
1/50,000～1/25,000レベル品質で実施
人工地形分類図（改変地）
自然地形分類図（元地形）
土地利用分類図（明治期）
土地利用分類図（昭和40年頃）

② 災害履歴情報

自然災害による被害情報を、災害履歴図や年表・文献等の情報で整備

既存の災害履歴情報

- 浸水実績図（水害統計等）
- 気象庁資料
- 災害報告
- 自治体の災害履歴情報
- 災害誌、学術文献
- 郷土資料等



災害履歴情報整備 1/50,000～1/25,000レベル品質で実施
災害履歴図
◆災害年表、災害リファレンス情報（文献等）

施策概要
（背景・
目的・効
果）

| | | |
|------------|-----|------------------|
| 各年度の 取組 | H29 | 新潟・富山・金沢において実施する |
| | H30 | 未整備地区を予定 |
| | H31 | |

| | |
|--------------|---|
| 施策の成 果の公表 | http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html |
|--------------|---|

| | | | |
|------|-------|-------------------|---|
| 担当府省 | 国土交通省 | 所属・役職 連絡先（TEL） | 国土政策局 国土情報課 専門調査官 03-5253-8111（内線：29853） |
|------|-------|-------------------|---|

施策名 水基本調査（地下水情報の図面化調査）

基本計画
該当箇所 1. (1) ①、1. (3)

各種計画
との連携

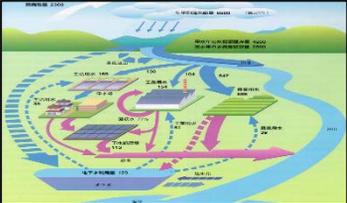
目指すべき姿 ③質の高い暮らしへの貢献

基本計画での位置づけ（目標とその達成時期）
毎年度2ヶ所程度の地下水盆について整備する。

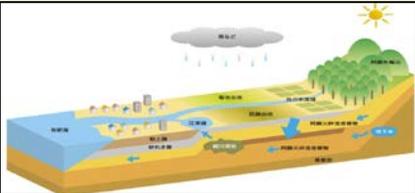
施策概要
（背景・目的・効果）

近年、地下水が限りある重要な資源であるという認識のもと、地下水資源の保護や保全の動きが高まっており、関係自治体では地下水の保全に関する条例が相次いで制定され、地下水採取における規制等がなされているところである。それらの条例の推進をはじめ、緊急時における水源としての利用も含めた、有限な地下水の有効利用促進が求められており、そのための地下水の視覚化やデータの整備が必要となっている。

そのため本施策では、パイロット地区において地下水の現況や利用実態を把握するため、水流、涵養量、水質等の地下水情報と、社会・経済・文化的な様々な情報を統合させ図面化し、その作業過程で得られた知見等を用いて、国以外の主体が水調査に着手するためのガイドブック、作業要領(案)等を整備する。併せて、国以外の主体による水(細部)調査の促進を行い、より広い主体の参加による国土調査の実現と国土調査成果の一層の利活用を目的とする。



見える化
見せる化



日本の水収支(日本の水事情より)

① 2〜3の
パイロット地区での
調査の実施

➡

② ガイドブック・作業要領(案)
等を整備

➡

③ 地公体
NPOによる図面化促進

地下水と産業に関する図
(福井県大野市)



GISデータ
として整備

各年度の取組

H29 小中規模の地下水盆2ヶ所において実施する。

H30～ 未整備地区を予定。

施策の成果の公表 <http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html>

担当府省 国土交通省

所属・役職 国土政策局 国土情報課 専門調査官
連絡先 (TEL) 03-5253-8111 (内線：29853)

施策名 **国土数値情報の整備・更新**

基本計画
該当箇所 1. (1)①、1. (3)

各種計画
との連携

目指すべき姿 ①災害に強い国土の形成、④地域産業の活性化

基本計画での位置づけ（目標とその達成時期）
国土数値情報の整備・更新・維持管理を着実に実施することで、新鮮な地理空間情報を提供し、利用価値を維持する。国土政策上の必要性に応じ、情報を整備・更新する。

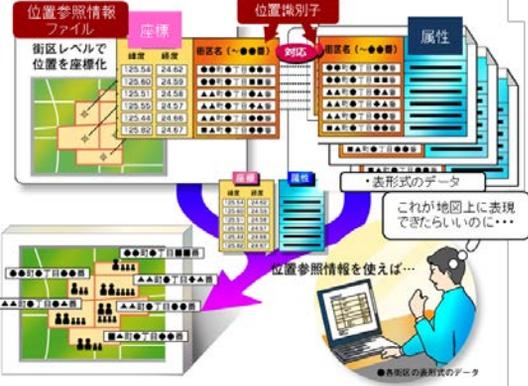
施策概要（背景・目的・効果）
国土数値情報は、国土利用計画、国土形成計画などの国土計画の策定や推進の支援のために、国土に関する様々な情報を整備、数値化したデータである。
国土数値情報は、地形、土地利用、公共施設、道路、鉄道等国土に関する地理的情報が数値化されている。メッシュ化したデータも多く、人口統計などほかの統計情報と合わせて分析することが可能である。特に土地に関する情報は時系列的に整備されており、経年変化などの分析を行うことも可能となっている。
当初は公的機関（政府機関、地方公共団体、大学など）に無料で貸出を行っていたが、さらに広く一般に提供するため、平成13年4月よりインターネットによる無償提供（ダウンロードサービス）を開始し、平成24年3月よりGML形式、シェープファイル形式でのデータ提供も開始した。引き続き、土地利用、地価公示、行政界等のデータを継続的に整備・更新して、提供するとともに、情報を利用提供するシステムの管理・運用を行う。



各年度の取組
 H29 国土数値情報の整備・更新
 H30 国土数値情報の整備・更新
 H31 国土数値情報の整備・更新
 H32 国土数値情報の整備・更新
 H33 国土数値情報の整備・更新

施策の成果の公表 <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>

担当府省 国土交通省
 所属・役職 国土政策局 国土情報課 国土情報係長
 連絡先 (TEL) 03-5253-8111 (内線：29814)

| | | | |
|---|---|--------------------|---|
| 施策名 | 位置参照情報の更新 | | |
| 基本計画 該当箇所 | 1. (1) ①、1. (3) | 各種計画 との連携 | |
| 目指すべき姿 | ④地域産業の活性化 | | |
| 基本計画 での位置 づけ（目 標とその 達成時 期） | 位置参照情報の更新・維持管理を着実に実施することで、新鮮な地理空間情報を提供し、利用価値を維持する。毎年度更新する。 | | |
| 施策概要 （背景・ 目的・効 果） | <p>街区レベル位置参照情報は、住所をキーとして各種統計・台帳データ等を地図上に統合するという地理情報システム（GIS）を活用する上で重要な機能を果たすものである。国土交通省では、平成12年度より全国の都市計画区域相当を対象に、街区単位（「〇〇町△丁目□番」）の代表点の位置座標をもつデータ「街区レベル位置参照情報」の整備を開始し、毎年同データの更新を行うとともに、インターネットにてデータのダウンロードサービスを提供している。</p> <p>また、平成18年度より全国を対象に、市、町、村、区、特別区の直下に属す行政区である「大字」、「町丁目」、自治体によっては「町字」を示す住所代表点と、その住所代表点が表示位置座標を対応づけた情報である「大字・町丁目レベル位置参照情報」を整備し、毎年更新を行い、インターネットにて提供している。</p> <p>引き続き、位置参照情報の整備・更新を行い、インターネットにて提供を行う。</p>  | | |
| 各年度の 取組 | <p>H29 位置参照情報の更新</p> <p>H30 位置参照情報の更新</p> <p>H31 位置参照情報の更新</p> <p>H32 位置参照情報の更新</p> <p>H33 位置参照情報の更新</p> | | |
| 施策の成 果の公表 | http://nlftp.mlit.go.jp/isj/index.html | | |
| 担当府省 | 国土交通省 | 所属・役職 連絡先 (TEL) | 国土政策局 国土情報課 国土情報係長 03-5253-8111 (内線：29814) |

| | | | |
|---|---|--------------|---------|
| 施策名 | 離島の基準点整備 | | |
| 基本計画 該当箇所 | 1. (3) | 各種計画 との連携 | ④海洋基本計画 |
| 目指すべき姿 | ①災害に強い国土の形成 | | |
| 基本計画 での位置 づけ(目 標とその 達成時 期) | 遠隔離島への基準点の設置及び維持管理を行う。 平成29年度は、蘭灘波島において三角点の設置を予定している。 平成30年度以降は、伊豆諸島の大野原島、薩南諸島のやいと(デン島)、平瀬、慶良間列島、宮古列島において、三角点の設置が可能な島の検討、情報収集を行い、年1島または2島において三角点を設置、整備する。 | | |

目的
海洋基本計画に基づく「離島の保全等」に資するため、EEZ及び領海の範囲を決定する離島について、三角点の新設や既設三角点の改測を行い、離島に関する基本的情報である位置情報基盤を整備する。

**施策概要
(背景・効果)**

GNSS測量(三角点設置)

GNSSブイによる簡易験潮

| | | |
|------------|-----|------------------------|
| 各年度の 取組 | H29 | 蘭灘波島において三角点を設置する |
| | H30 | 伊豆諸島(大野原島)において三角点を設置する |
| | H31 | 薩南諸島において三角点を設置する |
| | H32 | 慶良間列島において三角点を設置する |
| | H33 | 宮古列島において三角点を設置する |

| | |
|----------|---|
| 施策の成果の公表 | http://sokuseikagis1.gsi.go.jp/ |
|----------|---|

| | | | |
|------|-------|-------------------|---|
| 担当府省 | 国土交通省 | 所属・役職 連絡先(TEL) | 国土地理院 測地部 測地基準課 基準係長 029-864-1111 (内線: 4255) |
|------|-------|-------------------|---|

施策名 地理空間情報を利用・管理するシステムの拡充

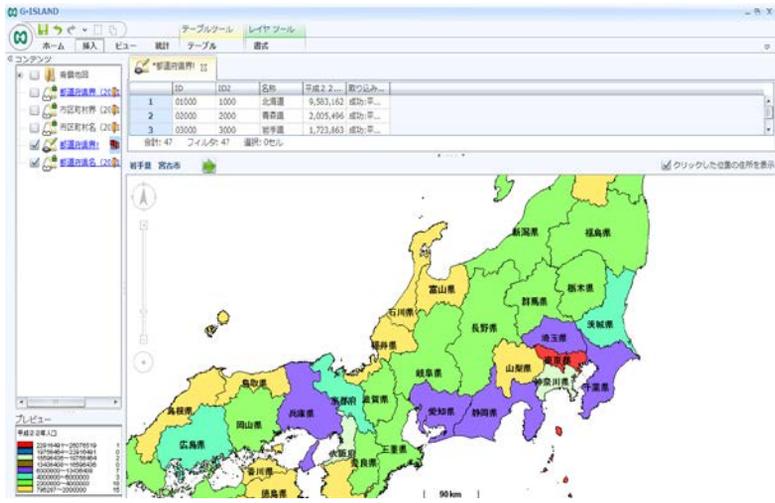
基本計画 1. (3) 各種計画との連携

目指すべき姿 ①災害に強い国土の形成

基本計画での位置づけ(目標とその達成時期)
 国土数値情報や国勢調査等の国土に関する各種情報を活用するため、データベースや地図作成機能を持つ省内向けシステム「G-ISLAND」を運用してきており、今後も継続してシステムの運用・管理を行うとともに、データベース上の統計データや地図データを拡充する。

施策概要(背景・目的・効果)
 国土の利用等に関する総合的かつ基本的な政策及び計画の策定・推進を行うためには、国土に関する各種の情報を科学的かつ客観的に分析し、それに基づいた検討を行っていくことが必要である。このため、国土に関する各種情報の分析・利用を行うためのシステムとして「G-ISLAND」を運用してきているところであり、今後も継続してシステムの運用・管理を行うとともに、データベース上の統計データや地図データを拡充する。

G-ISLAND 画面



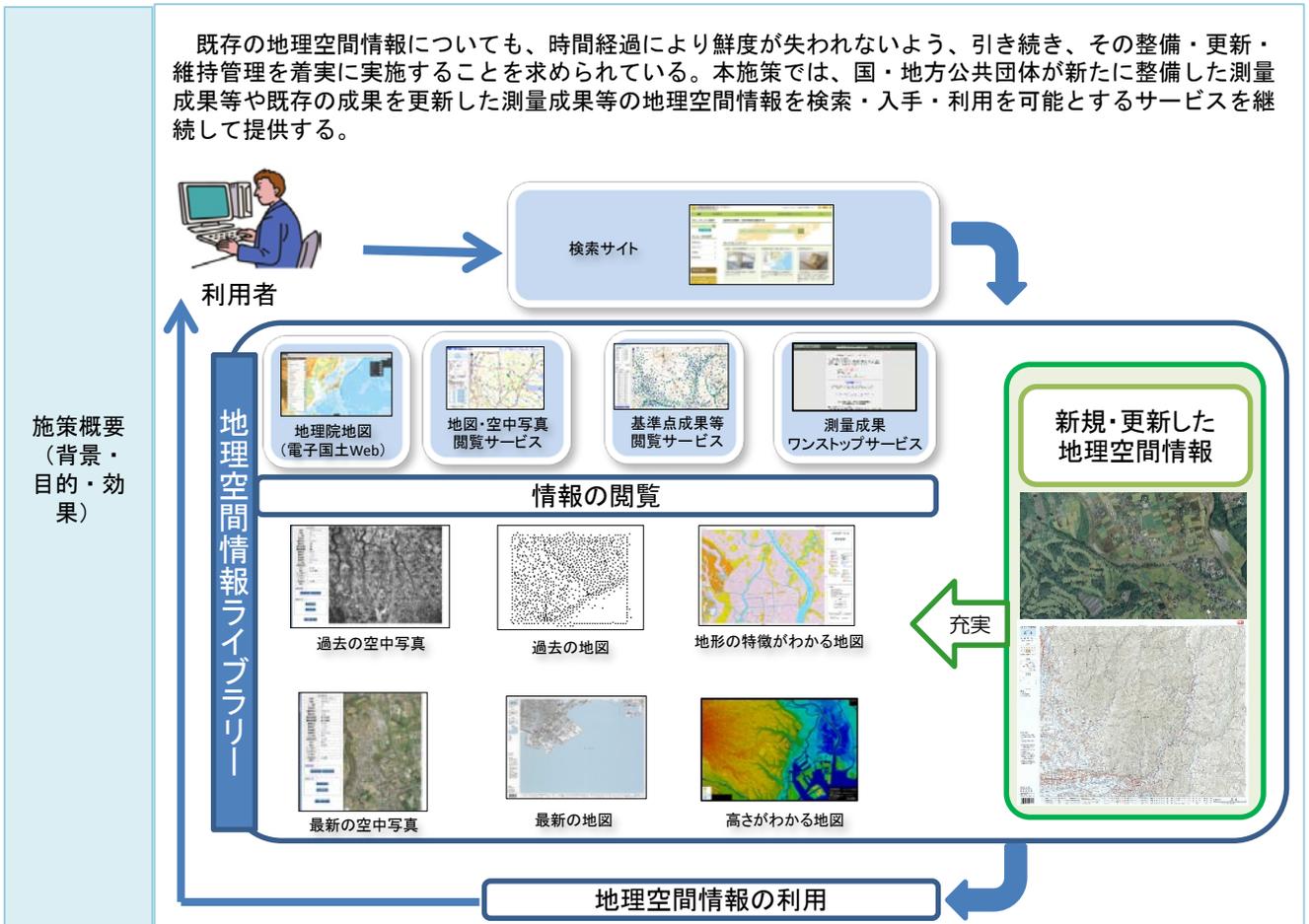
The screenshot shows the G-ISLAND software interface. At the top, there are menu options like 'ホーム', '購入', 'ビュー', '統計', 'テーブル', and '選択'. Below the menu is a table with columns for 'ID', 'SDZ', '名称', and '平成23年度から'. The table contains three rows of data. Below the table is a map of Japan with various regions highlighted in different colors (green, yellow, orange, purple). The map includes a scale bar and a north arrow.

- 各年度の取組
- H29 各種統計データの追加収録
 - H30 各種統計データの追加収録
 - H31 各種統計データの追加収録
 - H32 各種統計データの追加収録
 - H33 各種統計データの追加収録

施策の成果の公表 無

担当府省 国土交通省 所属・役職 連絡先 (TEL) 国土政策局 国土情報課 主査 (システム担当) 03-5253-1111 (内線：29834)

| | | | |
|---|---|--------------|--|
| 施策名 | 地理空間情報ライブラリーの運用 | | |
| 基本計画 該当箇所 | 1. (3)、5. (1)①② | 各種計画 との連携 | |
| 目指すべき姿 | ①災害に強い国土の形成 | | |
| 基本計画 での位置 づけ(目 標とその 達成時 期) | 既存の地理空間情報についても時間経過により鮮度が失われ、その利用価値が低下しないように、整備・更新・維持管理を着実に実施すること。 | | |



施策概要
(背景・
目的・効
果)

| | | |
|------------|-----------------|---------------------------------------|
| 各年度の 取組 | H29 | 地理空間情報ライブラリーの運用・情報の整備 |
| | H30 ～ H33 | 地理空間情報の充実を図りつつ、継続して地理空間情報ライブラリーの運用を実施 |

| | |
|----------|--|
| 施策の成果の公表 | http://geolib.gsi.go.jp/ (地理空間情報ライブラリー検索サイト) http://mapps.gsi.go.jp/ (地図・空中写真閲覧サービス) http://sokuseikagis1.gsi.go.jp/ (基準点成果等閲覧サービス) |
|----------|--|

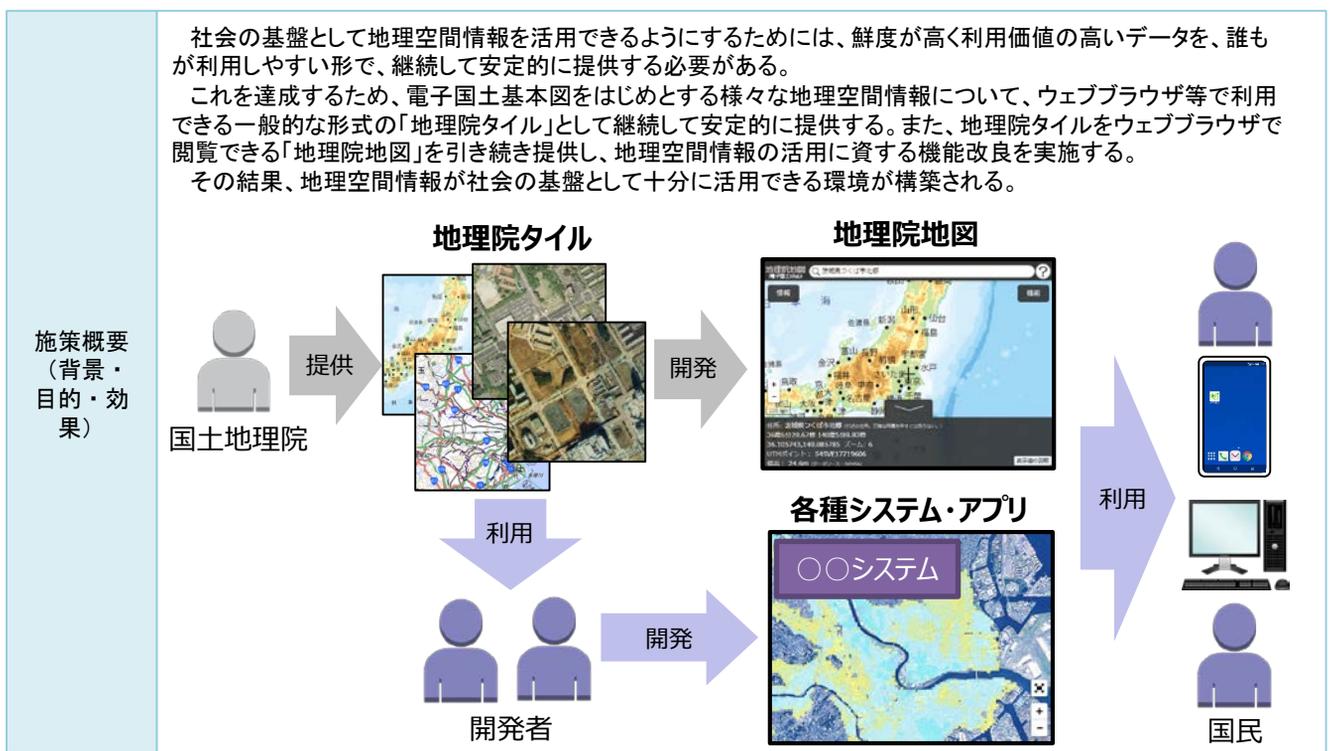
| | | | |
|------|-------|--------------------|--|
| 担当府省 | 国土交通省 | 所属・役職 連絡先 (TEL) | 国土地理院 地理空間情報部 情報サービス課 課長補佐 029-864-1111 (内線：7232, 7233) |
|------|-------|--------------------|--|

施策名 地理院タイルの安定的な提供と地理院地図の機能改良

基本計画該当箇所 1. (3)、5. (1)①② 各種計画との連携

目指すべき姿 ①災害に強い国土の形成

基本計画での位置づけ(目標とその達成時期)
 これまで同様に、対象期間を通じて継続して安定的に地理空間情報を提供し、「地理院地図」等で利用できるようにすることで、地理空間情報を社会の基盤として十分に活用できる環境を構築する。



施策の成果の公表 有 地理院地図 (<http://maps.gsi.go.jp/>)

担当府省 国土交通省 所属・役職 連絡先 (TEL) 国土地理院 地理空間情報部 情報普及課 課長補佐 029-864-1111 (内線：7532)

施策名 **社会基盤となる地理空間情報の継続的な整備・更新**

基本計画
該当箇所 1. (1) ①、1. (3)、
3. (1) ②

各種計画
との連携 ③国土強靱化基本計画、④海洋基本計画

目指すべき姿 ①災害に強い国土の形成

基本計画での位置づけ(目標とその達成時期)
国土の変化に対応しつつ、継続的に整備・更新する。

電子地図上の位置の基準となる基盤地図情報と国土の様態を同一基準で一様に表す電子国土基本図とを一体的に更新する。

電子国土基本図は、基盤地図情報に国土管理等に必要な情報を統合した「地図情報」、地図と容易に重ね合わせできるように空中写真画像を加工した「正射画像」、居住地名や自然地名など位置を検索するためのキーとなる「地名情報」からなる我が国の基本図であり、我が国の領土が明示された国土の適切な管理を行うために不可欠な基本的な地理空間情報として、行政・民間を問わず、産業、教育、防災・減災等様々な分野で利用されている。

平成29年度においては、

- 関係機関との連携・協力の下、基盤地図情報と一体的に地図情報を更新する。
あわせて、官民データを用いた効率的な更新手法を検討する。
- 国土の変化に対応し、空中写真撮影を行い、正射画像を整備する。
- 地理識別子を含む地名情報を更新する。

<地図の基本となる電子国土基本図の更新>

| | | |
|--|--|---|
| <p>地図情報</p>  | <p>正射画像</p>  | <p>地名情報</p>  |
|--|--|---|

基盤地図情報(電子地図上の位置の基準)

- 各年度の取組
- H29 基盤地図情報を含む電子国土基本図(地図情報・正射画像・地名情報)を継続的に整備・更新
 - H30 基盤地図情報を含む電子国土基本図(地図情報・正射画像・地名情報)を継続的に整備・更新
 - H31 基盤地図情報を含む電子国土基本図(地図情報・正射画像・地名情報)を継続的に整備・更新
 - H32 基盤地図情報を含む電子国土基本図(地図情報・正射画像・地名情報)を継続的に整備・更新
 - H33 基盤地図情報を含む電子国土基本図(地図情報・正射画像・地名情報)を継続的に整備・更新

施策の成果の公表 <http://maps.gsi.go.jp/>

担当府省 国土交通省

所属・役職 連絡先(TEL) 国土地理院 基本図情報部 国土基本情報課 課長補佐
地名情報課 課長補佐
画像調査課 課長補佐
地図情報技術開発室 室長補佐
029-864-1111 (内線：5232, 5432, 5332, 5532)

施策名 防災・減災に役立つ主題図データの整備・提供

基本計画 1. (3)、 3. (1) ①
 各種計画 ③国土強靱化基本計画
 該当箇所 との連携

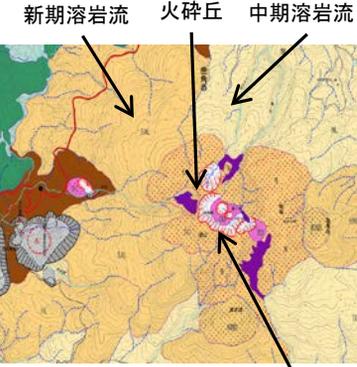
目指すべき姿 ①災害に強い国土の形成

基本計画での位置づけ（目標とその達成時期）
 基本計画では、災害に強く持続可能な国土づくりのために、平常時において個人や地域が自らの防災対策を立案し、災害時に実行できるよう、地震災害を始めとする各種災害に関するリスク情報を入手・活用できる仕組みを整備することとなっている。
 本施策では、活用対象である地震災害を始めとする各種災害に関するリスク情報として、土地の自然条件に関する地形を分類する自然災害基礎情報及び活断層の位置を表わした全国活断層帯情報の主題図データを整備し提供する。
 平成33年度までに、整備・提供する主題図データの整備範囲を順次増加させる。

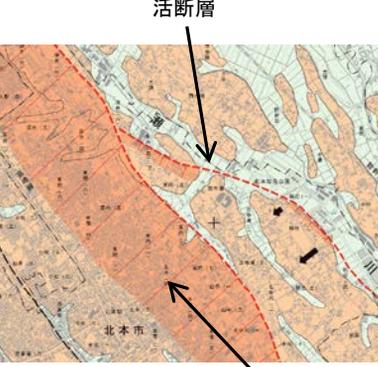
人口や社会資本が集中している全国の主要な平野とその周辺地域及び活動的な火山や主要な活断層が存在する地域を対象に、資料収集、現地調査、空中写真判読等の手法により、土地の自然条件に関する地形を分類する自然災害基礎情報及び活断層の位置を表わした全国活断層帯情報を整備するものである。
 これらの自然災害基礎情報等を使うことにより、自然災害に強いまちづくりや国民の安心・安全を目的に、国や地方公共団体の防災関係機関等が見直しを迫られている防災計画の改定や防災教育等を行うことができる。



自然堤防 氾濫平野



新期溶岩流 火砕丘 中期溶岩流



活断層

自然災害基礎情報
(脆弱地形分類データ)

旧水部・旧河道

自然災害基礎情報
(火山地形分類データ)

火口

全国活断層帯情報

活断層(活とう曲)

- 各年度の取組
- H29 東海地区及び鳥海山の地形分類データ整備、布田川断層帯他の全国活断層帯情報等の整備
 - H30 地震活動評価や噴火警戒レベル、地域の要望を踏まえ、地形分類データや全国活断層帯情報を順次整備
 - H31 地震活動評価や噴火警戒レベル、地域の要望を踏まえ、地形分類データや全国活断層帯情報を順次整備
 - H32 地震活動評価や噴火警戒レベル、地域の要望を踏まえ、地形分類データや全国活断層帯情報を順次整備
 - H33 地震活動評価や噴火警戒レベル、地域の要望を踏まえ、地形分類データや全国活断層帯情報を順次整備

施策の成果の公表 有 国土地理院のウェブサイトにて公表
 主題図（地理調査）コンテンツ <http://www.gsi.go.jp/kikaku/index.html>

担当府省 国土交通省
 所属・役職 国土地理院応用地理部企画課企画第一係
 連絡先 (TEL) 029-864-1111 (内線：6153)

施策名 GNSS連続観測システムの確実な運用による地理空間情報の提供

基本計画該当箇所 1. (2)②、1. (3)、3. (1)②、4. **各種計画との連携** ②宇宙基本計画、③国土強靱化基本計画、④海洋基本計画、⑤科学技術基本計画

目指すべき姿 ①災害に強い国土の形成、④地域産業の活性化、⑤国際貢献の進展

基本計画での位置づけ（目標とその達成時期）
GNSS連続観測システム（電子基準点）の安定的な運用、継続的な維持管理・高度化を行うことで、高精度な測位を可能とする位置情報基盤の高度化や絶対的な位置の基準に基づく時間分解能の高い地理空間情報の体系的な整備に寄与する。また、国際GNSS事業など、地球規模の国際共同観測による世界測地系の構築・維持を支援していく。

施策概要（背景・目的・効果）

様々な地理空間情報を下支えする位置の基準として、電子基準点の位置情報は不可欠なものとなり、利用者が必要とする位置情報を確実に提供することが求められている。また東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の自然災害に備えて地殻変動の即時把握など国土の監視技術の高度化が喫緊の課題となっている。

このため全国の電子基準点において、衛星測位システム（GNSS）の新たな信号への対応を行い、これらの観測データを提供し、公共測量などの各種測量の効率的な実施や、地理空間情報サービス産業の発展に寄与する。また、電子基準点を用いた地殻変動把握を継続・高度化するとともに、地震による沿岸域の地盤沈下情報等の提供など、国民の安心・安全に寄与する。さらに国際GNSS事業が行う国際共同観測に参加し、測位衛星の精密軌道情報の作成に寄与する。

これらにより測量の効率化が図られるとともに、地殻変動情報が防災・減災に役立てられ、誰もが安全で安心な社会の実現に貢献できる。

GNSS連続観測システム（電子基準点）の目的

- 各年度の取組**
- H29 GNSS連続観測システム（電子基準点）の安定的な運用、継続的な維持管理・高度化
 - H30 GNSS連続観測システム（電子基準点）の安定的な運用、継続的な維持管理・高度化
 - H31 GNSS連続観測システム（電子基準点）の安定的な運用、継続的な維持管理・高度化
 - H32 GNSS連続観測システム（電子基準点）の安定的な運用、継続的な維持管理・高度化
 - H33 GNSS連続観測システム（電子基準点）の安定的な運用、継続的な維持管理・高度化

施策の成果の公表 <http://www.gsi.go.jp/>

担当府省 国土交通省 **所属・役職** 国土地理院 測地観測センター 衛星測地課 課長補佐 **連絡先 (TEL)** 029-864-1111 (内線：8633)

施策名 **都市部官民境界基本調査の実施**

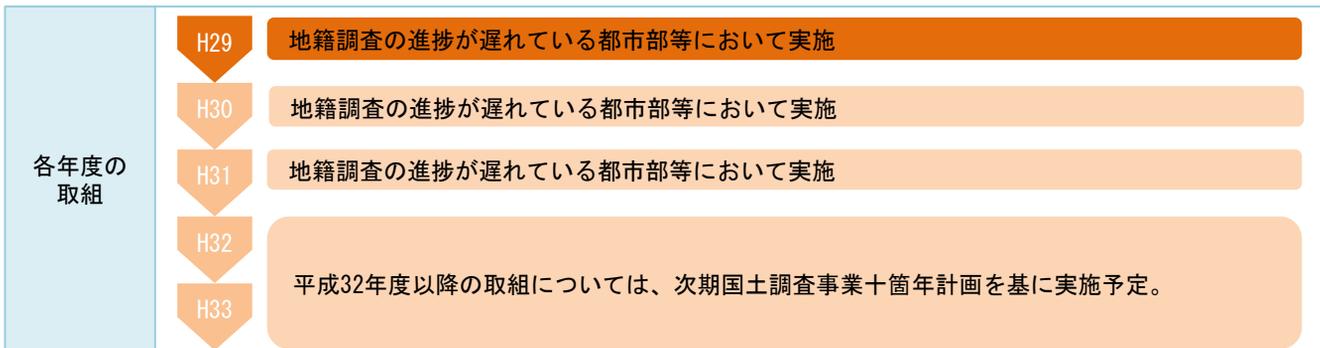
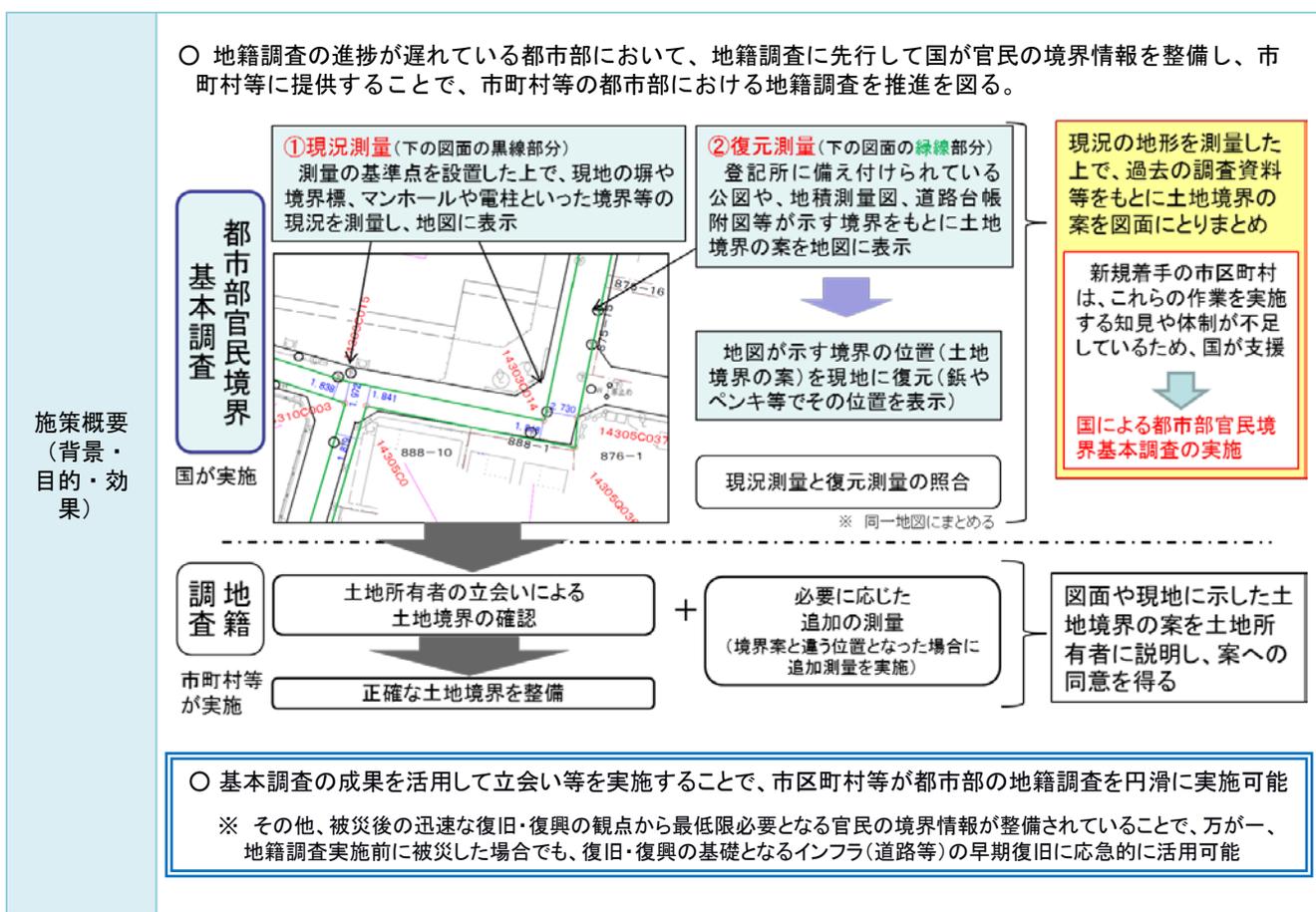
基本計画
該当箇所 1. (3)、3. (1)①

各種計画
との連携 ③国土強靱化基本計画

目指すべき姿 ①災害に強い国土の形成、③質の高い暮らしへの貢献

基本計画での位置づけ
(目標とその達成時期)

地籍調査の進捗が遅れている都市部等において、都市部官民境界基本調査の成果を活用して地籍調査の推進を図る。



施策の成果の公表 都市部官民境界基本調査の成果の写しは、国土交通省によって一般の閲覧に供される。

担当府省 国土交通省

所属・役職 土地・建設産業局 地籍整備課 企画係長

連絡先 (TEL) 03-5253-8111 (内線：30513)

| | | | |
|---------------------------|---|--------------|------------|
| 施策名 | 地籍整備推進調査費補助金による地籍整備 | | |
| 基本計画 該当箇所 | 1. (3)、3. (1)① | 各種計画 との連携 | ③国土強靱化基本計画 |
| 目指すべき姿 | ①災害に強い国土の形成、③質の高い暮らしへの貢献 | | |
| 基本計画での位置づけ (目標とその達成時期) | 地籍調査の進捗が遅れている都市部において、地籍整備推進調査費補助金を活用して地籍整備の推進を図る。 | | |

国土調査法に基づく大臣指定（第19条第5項）に要する費用負担等を軽減することにより積極的な指定申請を促し、地籍調査の進捗が遅れている都市部において、地籍整備の推進を図る。

補助制度の概要

- 事業主体 地方公共団体、民間事業者等
- 補助対象 測量成果を地籍整備に活用する場合の測量費等
- 補助率 ・地方公共団体の場合 1/2
・民間事業者等の場合 1/3(間接補助)

ただし、地方公共団体の補助額の1/2が限度
(地方公共団体が補助制度を設けていることが必要)
・民間事業者等の場合 1/3(直接補助)【H25から】

地区要件 人口集中地区、都市計画区域
(地籍調査実施済地域は除く)

| | | |
|--------|-----|--|
| 各年度の取組 | H29 | 地籍整備推進調査費補助金の活用により、都市部における地籍整備を推進 |
| | H30 | 地籍整備推進調査費補助金の活用により、都市部における地籍整備を推進 |
| | H31 | 地籍整備推進調査費補助金の活用により、都市部における地籍整備を推進 |
| | H32 | 平成32年度以降の取組については、次期国土調査事業十箇年計画を基に実施予定。 |
| | H33 | |

| | |
|----------|---|
| 施策の成果の公表 | 無 |
|----------|---|

| | | | |
|------|-------|--------------------|--|
| 担当府省 | 国土交通省 | 所属・役職 連絡先 (TEL) | 土地・建設産業局 地籍整備課 企画係長 03-5253-8111 (内線：30513) |
|------|-------|--------------------|--|

施策名 地籍調査の推進

基本計画
該当箇所 1. (1) ①、1. (3)、
3. (1) ①

各種計画
との連携 ③国土強靱化基本計画

目指すべき姿 ①災害に強い国土の形成、③質の高い暮らしへの貢献

基本計画での位置づけ
(目標とその達成時期)
第6次国土調査事業十箇年計画に基づき、市町村等が行う地籍調査を支援し、地籍整備を推進する。

施策概要
(背景・目的・効果)

地籍調査とは

- 国土調査法に基づき実施
- 主な実施主体は市町村
- 一筆ごとの土地の境界や面積等を調査・測量
- 成果は登記所にも送付され、登記簿を修正し、登記所備付地図になる



【公図】
明治期に作られた図面

【地籍図】
境界が正確な地図

【地籍調査の負担割合】
(市町村実施の場合)



※特別交付税措置により、都道府県・市町村の負担は各々実質5%

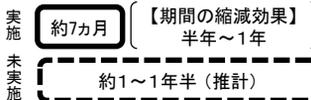
地籍調査の主な効果

地籍調査を実施し、正確な土地の基礎的情報(境界、面積等)を明確にすることで、様々な効果が創出

事前防災対策の推進
災害復旧・復興の迅速化

- 地震や豪雨等の災害が多発している中、防災対策の推進が必要
- 被災後は道路等のライフラインの復旧・復興が急務
- 地籍調査が実施済であれば、土地の境界の確認が円滑に行われるため、事業期間が大幅に縮減

防災集団移転促進事業において期間が縮減された事例(宮城県名取市下増田地区)



社会資本整備の円滑化

- インフラ整備では、事業区域に係る用地調整が必要
- 地籍調査が実施済であれば、事業阻害要因となる土地を事前に把握できるため、用地リスクが少ない事業計画の策定ができるほか、用地調整が円滑に実施

インフラ整備の
主な工程



正確な土地の基礎的情報が明確になっていること

- ①用地リスクが少ない事業計画の策定が可能
- ②用地調整時に、土地所有者との土地境界に関するトラブルを軽減し、期間を短縮

民間都市開発の推進

- 都市部では関係者が多く、権利関係が複雑し、境界調査が長期化する傾向
- 地籍調査が実施済であれば、関係者が合意し易く、民間都市開発が円滑に実施

【民間開発事業に長期間を要した事例】

六本木ヒルズでは地籍調査が未実施
⇒ 約400筆の境界調査に4年もの歳月



各年度の取組

- H29 第六次十箇年計画に基づき市町村等による地籍調査を推進し、約900km²で地籍調査を実施
- H30 第六次十箇年計画に基づき、引き続き市町村等による地籍調査を推進
- H31 第六次十箇年計画に基づき、引き続き市町村等による地籍調査を推進
- H32
- H33 平成32年度以降の取組については、次期国土調査事業十箇年計画を基に実施予定

施策の成果の公表

地籍調査の成果は登記所に送付されるとともに、市町村等において一般の閲覧に供される。

担当府省 国土交通省

所属・役職
連絡先 (TEL)

土地・建設産業局 地籍整備課 企画係長
03-5253-8111 (内線：30513)

| | | | |
|---------------------------|---|--------------|------------|
| 施策名 | 山村境界基本調査の実施 | | |
| 基本計画 該当箇所 | 1. (3)、3. (1)① | 各種計画 との連携 | ③国土強靱化基本計画 |
| 目指すべき姿 | ①災害に強い国土の形成、③質の高い暮らしへの貢献 | | |
| 基本計画での位置づけ (目標とその達成時期) | 土地所有者等による土地境界の確認が困難な状況となってきた山村地域において実施する。 | | |

○ 高齢化等が進捗し土地境界情報が喪失しつつある山村部において、地籍調査に先行して国が主要な土地境界情報を早急に保全・整備し、市町村等に提供することで、市町村等による山村部における地籍調査を推進する

山村境界基本調査
 国が実施

現地調査(下の図面の赤点・青点部分)
 精度の極めて低い公図等の既存資料を現地にて現地精通者等からの土地境界に関する証言等と併せて整理し、それをもとに主要な土地境界情報(三筆境等)を測量し、地図に調製し表示

赤点●：三筆境※
 青点●：主要な屈曲点
 ※ 三筆以上が交わるような主要な境界点に関する情報

【基本調査の成果】
 三筆境などの主要な土地境界情報を示す図面を作成、保全

【成果を活用】
 地籍調査時の主要な土地境界の立会を効率的かつ円滑に実施可能

三筆境等を含め全ての土地境界を確認

調査
 市町村等が実施

土地所有者の立会による土地境界を確認

正確な土地境界を整備

○ 基本調査の成果を活用して立会等を実施することで、市町村等が山村部の地籍調査を円滑に実施可能

※ その他、被災後の迅速な復旧・復興の観点から最低限必要となる官民の境界情報が整備されていることで、万が一、地籍調査実施前に被災した場合でも、復旧・復興の基礎となるインフラ(道路等)の早期復旧に応的に活用可能

| | | |
|--------|-----|--|
| 各年度の取組 | H29 | 土地境界の確認が困難な状況となってきた山村地域において実施 |
| | H30 | 土地境界の確認が困難な状況となってきた山村地域において実施 |
| | H31 | 土地境界の確認が困難な状況となってきた山村地域において実施 |
| | H32 | 平成32年度以降の取組については、次期国土調査事業十箇年計画を基に実施予定。 |
| | H33 | |

| | |
|----------|--------------------------------------|
| 施策の成果の公表 | 山村境界基本調査の成果の写しは、国土交通省によって一般の閲覧に供される。 |
|----------|--------------------------------------|

| | | | |
|------|-------|--------------------|--|
| 担当府省 | 国土交通省 | 所属・役職 連絡先 (TEL) | 土地・建設産業局 地籍整備課 企画係長 03-5253-8111 (内線：30513) |
|------|-------|--------------------|--|

施策名 東日本大震災の被災地における地籍調査の推進

基本計画
該当箇所 1. (3)、3. (1)① 各種計画
との連携 ③国土強靱化基本計画

目指すべき姿 ①災害に強い国土の形成、③質の高い暮らしへの貢献

基本計画での位置づけ(目標とその達成時期) 円滑かつ早急な復興事業の実施を支援するため、復興事業が計画されている地域での地籍調査を推進するとともに、地震により影響を受けた地籍調査成果の早期復旧を支援する。

東日本大震災の被災地における迅速かつ円滑な復興に資する地籍調査に要する経費を支援し、土地境界等の明確化を推進する。

I. 復興事業と連携した地籍調査の実施(復興)

○ 東北地方では、道路工事やまちづくり等の復興事業が引き続き予定されているが、地籍調査の未実施地域では、土地境界等が不明確であり、復興事業における用地調整に時間を要する。正確な土地境界情報を示す地籍図等を整備することで、当該地域での用地調整等が円滑に行われ、復興事業の迅速な実施が可能になる。



↓

復興事業を円滑かつ早急に実施するため、復興事業の計画地域であり、地籍整備がなされていない地域において、地籍調査を先行的に実施。

地籍調査成果等の復旧

○ 地震に伴う地殻変動により、地籍調査成果(地籍図、地籍調査の基準点等)の位置情報にズレが発生。未だ、地籍調査成果等の復旧が完了していない地域が存在し、地籍調査成果等の早期復旧が必要。

↓

II. 震災時に実施中だった地籍調査の再開(補正)

震災発生時に実施中だった地籍調査について、基準点の座標値や測量結果につき、地震によってズレが生じたことから、補正パラメータ(国土地理院提供)で補正し、点検測量等で精度検証をした上で、地籍調査の後続工程を実施。

III. 地震による複雑な地殻変動が生じた地域における再調査(再調査)

新潟県と長野県の県境で生じた誘発地震により、地盤が複雑に変動した地域において、使用不可能となった地籍調査成果を修正するための再調査を実施。

施策概要(背景・目的・効果)

- 各年度の取組
- H29 復興事業と連携した地籍調査(約20km²)及び地籍調査成果等の復旧(約40km²)を支援
 - H30 引き続き、復興事業と連携した地籍調査の実施及び地籍調査成果等の復旧を支援
 - H31 引き続き、復興事業と連携した地籍調査の実施及び地籍調査成果等の復旧を支援
 - H32 引き続き、復興事業と連携した地籍調査の実施及び地籍調査成果等の復旧を支援
 - H33 平成32年度までに完了予定

施策の成果の公表 地籍調査の成果は登記所に送付されるとともに、市町村等において一般の閲覧に供される。

担当府省 国土交通省 所属・役職 連絡先(Tel) 土地・建設産業局 地籍整備課 企画係長 03-5253-8111(内線:30513)

施策名 生物多様性情報の整備・提供

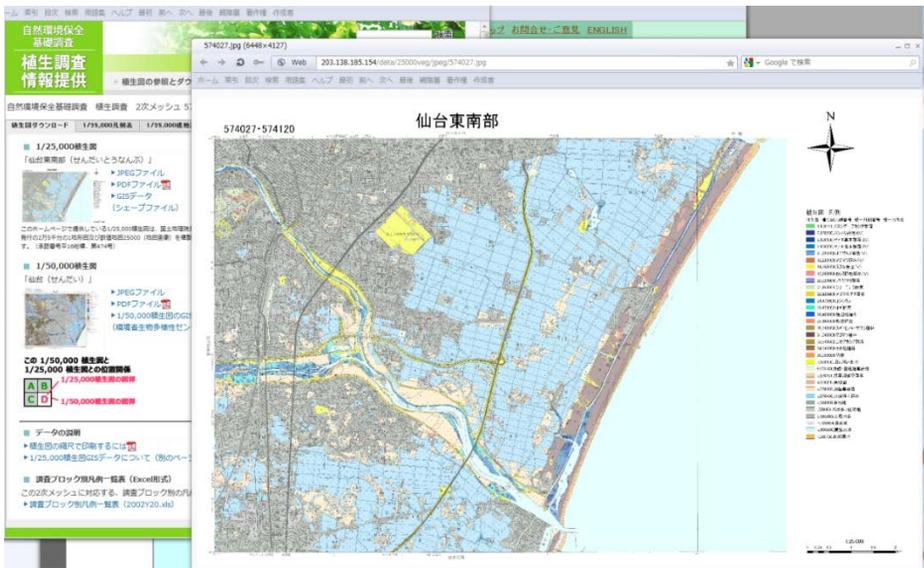
基本計画
該当箇所 1. (3)

各種計画
との連携

目指すべき姿 ①災害に強い国土の形成

基本計画での位置づけ（目標とその達成時期）
 自然環境や生物多様性の保全等を図るため、自然環境保全基礎調査データ、モニタリングサイト1000データなどの関係機関等が保有する生物多様性に関する情報を継続して収集・共有し、生物多様性情報システム(J-IBIS)などの情報システムを通じて効果的な提供等を行う。
 とくに2万5千分の1植生図及び沿岸域変化状況データについては、陸域及び沿岸域における国土状況を示す最も基礎的な地図であり、国土管理の観点からもきわめて重要である。各種計画の企画立案や国民への情報提供などへの積極的な利用が期待されるとともに、持続可能な国土の形成に向けた取組に必要な不可欠なものである。

施策概要（背景・目的・効果）
 生物多様性情報の整備を継続し、閲覧及びダウンロードによる提供を推進する。とくに2万5千分の1植生図及び沿岸域変化状況データの整備、提供、GIS化の推進を図る。



- 各年度の取組
- H29 各データ内容について、早期の全国整備を目指し、引き続き整備・提供を行う。
 - H30 各データ内容について、早期の全国整備を目指し、引き続き整備・提供を行う。
 - H31 各データ内容について、早期の全国整備を目指し、引き続き整備・提供を行う。
 - H32 各データ内容について、早期の全国整備を目指し、引き続き整備・提供を行う。
 - H33 各データ内容について、早期の全国整備を目指し、引き続き整備・提供を行う。

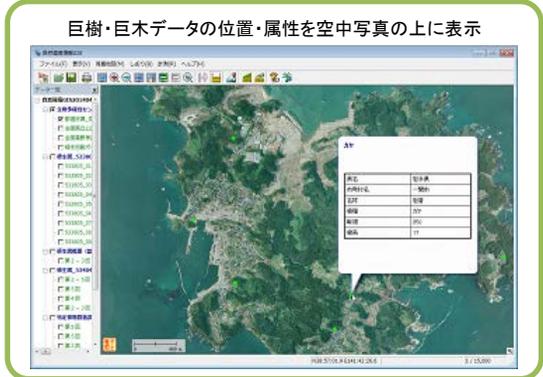
施策の成果の公表 有 (http://www.biodic.go.jp/kiso/vg/vg_kiso.html#mainText)

担当府省 環境省

所属・役職
連絡先 (TEL)

環境省自然環境局生物多様性センター 専門調査官
(TEL 0555-72-6033)

| | | |
|---|--|--------------|
| 施策名 | 生物多様性情報システム等の整備・活用促進 | |
| 基本計画 該当箇所 | 1. (3) | 各種計画 との連携 |
| 目指すべき姿 | ① 災害に強い国土の形成 | |
| 基本計画 での位置 づけ(目 標とその 達成時 期) | 自然環境保全基礎調査の成果などの生物多様性情報を生物多様性情報システム(J-IBIS)を使って、広く一般の国民に提供する。情報システムを通じた効果的な情報提供により、自然環境や生物多様性保全に資する。 | |

| | |
|----------------------------|--|
| 施策概要 (背景・ 目的・効 果) | <p>自然環境保全基礎調査(わが国の自然環境保全施策の策定に必要な基礎情報についておおむね5年ごとに全国的レベルで行う調査)等の成果、収集した動植物標本、生物多様性に関する各種文献資料などの生物多様性に関する情報をデータベースにより管理し、インターネットなどを通じて広く国民に提供する「生物多様性情報システム(J-IBIS)」等の情報システムの管理・運営を続ける。</p> <p>あわせて、国立公園・野生生物ライブ映像などを配信する「インターネット自然研究所システム」や「自然環境調査Web-GIS」の普及を図り、環境アセスメント、環境教育、NGO活動などさまざまな分野において一層の活用が図られるよう、情報提供の充実及び利便性の向上に努める。</p> |
| | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">特定植物群落の位置を2万5千分1地形図上に表示</p>  </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">巨樹・巨木データの位置・属性を空中写真の上に表示</p>  </div> </div> |

| | | |
|------------|-----|-----------------------------|
| 各年度の 取組 | H29 | 提供するデータの拡充やシステムの改善・改良に取り組む。 |
| | H30 | 提供するデータの拡充やシステムの改善・改良に取り組む。 |
| | H31 | 提供するデータの拡充やシステムの改善・改良に取り組む。 |
| | H32 | 提供するデータの拡充やシステムの改善・改良に取り組む。 |
| | H33 | 提供するデータの拡充やシステムの改善・改良に取り組む。 |

| | |
|----------|---|
| 施策の成果の公表 | 有 (http://www.biodic.go.jp/) |
|----------|---|

| | | | |
|------|-----|--------------------|--|
| 担当府省 | 環境省 | 所属・役職 連絡先 (TEL) | 環境省自然環境局生物多様性センター情報システム企画官 (TEL 0555-72-6033) |
|------|-----|--------------------|--|

施策名 全国生物多様性情報システムの共有システム

基本計画
該当箇所 1. (3) 各種計画
との連携

目指すべき姿 ①災害に強い国土の形成

基本計画での位置づけ(目標とその達成時期)
 「いきものログ」を活用した生物多様性に関する情報の収集、集約を進めるとともにそれらの情報共有・提供を続ける。また、システムの改良やシステム運営の改善を進めていく。
 これにより調査機関、一般国民などによって整備される様々な地理空間情報を、容易に共有、効果的な活用ができる環境を提供する。

「生物多様性国家戦略2012-2020」では、新たに科学的基盤の強化に関する基本戦略が加わり、生物多様性に関する情報を継続して把握することの重要性が指摘され、さまざまな主体が把握している生物多様性情報を相互利用・共有化し、促進する必要性が述べられている。

そのため、平成25年度に国・地方公共団体・研究機関・専門家・市民等の様々な主体が持っている全国の生物情報をインターネット上で収集してデータベース化し、全国の生物に関する地理空間情報を共有・提供するシステム「いきものログ」を整備した。「いきものログ」ではこれまでに登録された生物情報を検索し、分布を地図化して閲覧したり、SHP形式等でデータをダウンロードすることが可能。

※Darwin Core(csv) GIS(KML, shape)形式で可能

■いきものログのトップページ

■地図表示の例(白地図にも切り替え可能)

- 各年度の取組
- H29 生物情報の収集・共有・提供、システムの改良を進める。
 - H30 生物情報の収集・共有・提供、システムの改良を進める。
 - H31 生物情報の収集・共有・提供、システムの改良を進める。
 - H32 生物情報の収集・共有・提供、システムの改良を進める。
 - H33 生物情報の収集・共有・提供、システムの改良を進める。

施策の成果の公表 有 (<https://ikilog.biodic.go.jp/>)

担当府省 環境省 所属・役職 環境省自然環境局生物多様性センター 専門調査官 連絡先 (TEL) (TEL 0555-72-6033)

| | | | |
|---|--|--------------|---------|
| 施策名 | 高精度測位技術を活用した公共交通システムの高度化に関する技術開発 | | |
| 基本計画 該当箇所 | 2. (1) ① | 各種計画 との連携 | ②宇宙基本計画 |
| 目指すべき姿 | ②交通・物流サービスの創出 | | |
| 基本計画 での位置 づけ（目 標とその 達成時 期） | 平成29年度までに、高精度測位技術を活用した公共交通システムの高度化に関する技術開発を実施する。 | | |

○平成25年12月に施行された交通政策基本法において、国は、乗継ぎの円滑化、交通結節機能の高度化などのために必要な施策を講ずることが求められている。

○このため、高精度の運行情報の利用者への提供による乗り継ぎ円滑化等に資する技術開発として、高精度の測位技術を活用した車載器を開発するとともに、高精度・リアルタイムな運行情報を事業者間で共有し、利用者に一元的に提供するシステムの構築のための技術的検討を行う。

○公共交通システムの高度化により、都市部における公共交通の乗継ぎの円滑化による交通の利便性向上のほか、過疎地域における高齢者等の移動制約者の移動手段確保への寄与などが期待される。

共通プラットフォームを介し各事業者が情報を共有

鉄道事業者 ↔ Aバス会社 ↔ Bバス会社

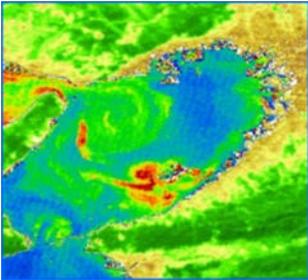
鉄道とバスの乗継円滑化
X駅 バス停

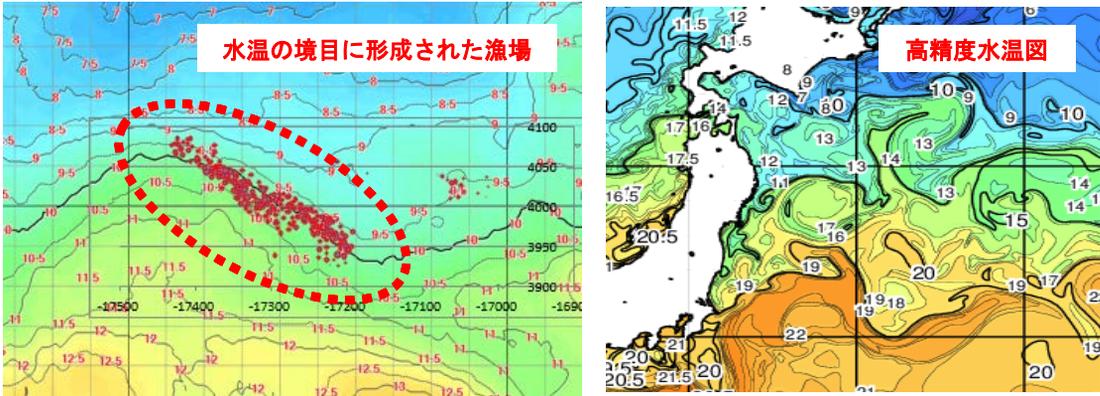
バス事業者間での乗継円滑化
Y病院 バス停
Zスーパー バス停

| | | | |
|------------|----------------------------------|--|--|
| 各年度の 取組 | H29 高精度の測位技術を活用した車載器の開発等の最終とりまとめ | | |
| | | | |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 施策の成果の公表 | 無 | | |
|----------|---|--|--|

| | | | |
|------|-------|--------------------|---------------------------|
| 担当府省 | 国土交通省 | 所属・役職 連絡先 (TEL) | 総合政策局技術政策課 (03-5253-8308) |
|------|-------|--------------------|---------------------------|

| | | | |
|------------------------------|--|---------------------------|--|
| <p>施策名</p> | <p>赤潮・貧酸素水塊対策推進事業のうち人工衛星による赤潮・珪藻発生等の漁場環境観測・予測手法の開発</p> | | |
| <p>基本計画 該当箇所</p> | <p>2. (1) ②</p> | <p>各種計画 との連携</p> | <p>②宇宙基本計画、④海洋基本計画</p> |
| <p>目指すべき姿</p> | <p>④地域産業の活性化</p> | | |
| <p>基本計画での位置づけ（目標とその達成時期）</p> | <p>本事業は、基本計画における、「我が国の生産人口が減少する中、農林水産業や建設業の省力化・生産性向上を実現するため、（中略）リモートセンシング衛星を活用した漁場形成・漁海況予測や赤潮等の発生予測を行う手法の開発に取り組む。」に基づき、平成29年度に打ち上げを予定している気候変動観測衛星（GCOM-C）の活用により、赤潮等の発生予測を行う手法の開発に取り組むとともに、赤潮現場データや衛星画像データのGIS化により、赤潮関連情報を実務担当者がネットワークを通じて迅速かつ容易にアクセスできる実用システムの構築を目指す。</p> | | |
| <p>施策概要（背景・目的・効果）</p> | <p>近年、気候変動や沿岸域の開発等により海洋環境が悪化し、赤潮や貧酸素水塊による漁業被害が発生している。漁業の安定的経営には、それらの発生メカニズム等を明らかにし、被害の防止対策や軽減技術の開発を推進する必要がある。</p> <p>そのため本施策では、有明・八代海において蓄積された海洋観測データ等を活用しつつ、人工衛星の情報を活用して、より広域的に赤潮の発生、分布状況の把握・予測を行うための手法の開発を行うことを目的とする。</p> <div style="border: 2px solid blue; border-radius: 20px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px;">人工衛星による赤潮・珪藻発生等の漁場環境観測・予測手法の開発</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 30%;"> <p>気候変動観測衛星（GCOM-C）</p> <p>世界最高解像度（250m）での水温・水色が解析可能</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;">  <p>人工衛星の活用</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>養殖のノリの色落ちや赤潮の原因となる有害プランクトンの発生状況等を網羅的に把握し、予測手法を開発するとともに、GIS情報として提供するための技術開発を行う。</p> <p style="color: red; font-weight: bold; text-align: center;">↓</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">漁業者が色落ち・赤潮等の発生に対応し、養殖施設の早期移動及び早期収穫等による被害軽減。</p> </div> </div> </div> | | |
| <p>各年度の取組</p> | <p style="background-color: #f4a460; padding: 5px;">H29 赤潮発生・予測情報の配信システムを開発（本年度で事業終了）</p> | | |
| <p>施策の成果の公表</p> | <p>有 (http://www.maff.go.jp/j/budget/yosan_kansi/sikkou/tokutei_keihi/ に掲載予定)</p> | | |
| <p>担当府省</p> | <p>農林水産省</p> | <p>所属・役職 連絡先（TEL）</p> | <p>水産庁 増殖推進部 研究指導課 先端技術班 03-3591-7410（内線：6780）</p> |

| | | | |
|---|---|-------------------|---|
| 施策名 | 我が国周辺水産資源調査・評価推進事業のうち人工衛星・漁船活用型漁場形成情報等収集分析事業 | | |
| 基本計画 該当箇所 | 2. (1) ② | 各種計画 との連携 | ②宇宙基本計画、④海洋基本計画 |
| 目指すべき姿 | ④地域産業の活性化 | | |
| 基本計画 での位置 づけ（目 標とその 達成時 期） | <p>漁業者数が減少する中、漁業生産を維持・増大するためには漁業の省力化・生産性を向上することが必要である。一方、漁業は、漁場探索のために長距離移動が必要となるなど、他産業に比べて経費に占める燃料費の割合が高い。これらの課題解決のためには、高精度な地理空間情報等の新たな技術の活用に取り組むことが有効である。</p> <p>このため、平成29年度に打上予定の気候変動観測衛星（GCOM-C）による表面水温や植物プランクトンの分布情報の収集を行い、漁場形成・漁海況予測等に活用することで、漁場探索に係る燃油コストの削減による漁業の省力化・生産性向上に資する。</p> | | |
| 施策概要 （背景・ 目的・効 果） | <p>水産資源の持続的利用のためには資源管理の高度化が必要であり、この前提として、資源管理施策の科学的根拠となる資源評価の精度向上が重要である。また、漁場分布の偏りにより、①分布域全体をカバーする資源評価結果と②操業する漁場での獲れ具合からの漁業者感覚が一致しないとの指摘があることから、漁場形成予測・漁海況予測を提供し、資源評価に対する信頼を高めつつ漁業操業の省力化を図る。</p> <p>平成29年度においては、従来から実施している水循環変動観測衛星「しずく」（GCOM-W）による表面水温、協力漁船による漁場下層水温データ、水揚地の漁獲情報等の収集を継続するとともに、新たに打上予定の気候変動観測衛星（GCOM-C）による表面水温及び植物プランクトン分布情報の収集に取り組む。</p> | | |
| |  | | |
| 各年度の 取組 | <p>H29 新たに気候変動観測衛星（GCOM-C）による情報収集に着手</p> <p>H30 気候変動観測衛星（GCOM-C）の観測情報の本格活用</p> <p>H31 取組の継続</p> <p>H32 取組の継続</p> <p>H33 取組の継続</p> | | |
| 施策の成 果の公表 | http://abchan.fra.go.jp/ | | |
| 担当府省 | 農林水産省 | 所属・役職 連絡先（TEL） | 水産庁漁場資源課沿岸資源班 調査企画係長 03-6744-2377（内線：6800） |

施策名 **革新的技術開発・緊急展開事業**

基本計画
該当箇所 2. (1) ②

各種計画
との連携 ①日本再興戦略2016

目指すべき姿 ④地域産業の活性化

基本計画での位置づけ（目標とその達成時期）
リモートセンシング技術等、IT農林水産業を構築する技術要素について研究開発・導入実証等を進めるとともに、技術の体系化に取り組む。

衛星リモセンやドローンによる低層リモセン、農機によるセンシング等を活用した生育診断技術の研究開発を実施。

・衛星リモセンやドローンによる低層リモセン、農機によるセンシング等の技術を活用し、ほ場単位で生育状況等を詳細に把握し、適期・適切な管理を実現することで、生産コスト低減と収量・品質の向上の実現を目指す。

具体例：スマート農機群によるほ場情報の収集と適正施肥

スマート田植機 スマート追肥システム 収穫コンバイン

基肥実績 追肥実績

施肥量20%減 整粒歩合15%増

圃場単位の収穫情報

作土深 肥沃度 生育量

「見える化」による圃場情報共有

具体例：衛星リモセンを活用した小麦の品質安定化

衛星によるリモートセンシング

タンパク含量の推定

タンパク含量マップ

生育の早晚を把握

小麦生育早晚マップ

収穫する圃場の順番決定の支援

- 収穫適期推定、収量予測、タンパク含量の予測技術を確立
- 計画的な集荷とブレンドを行った場合の品質安定化効果を検証

具体例：水田センサー、IT農機、ドローン等の技術パッケージの実証

田舎型軽トラにセンサーシステムを応用し、水田のセンシング・可視化

農業用・畜産用工場マップに基づく飼料配給計画の可視化

工場・水田水高・葉色・収穫マップ等に基づく低収量圃場の改善（例示）

家庭センサーを用いた水田の水高・土壌水分のモニタリング

水田家庭・水田マップ・クラウドに基づく水田管理の可視化・共有

ITAVS利用した稲の生育診断の実証・可視化

葉色自動判定・生育診断マップに基づく低収量圃場の改善

施策概要
(背景・目的・効果)

各年度の取組

- H29 衛星リモセンやドローンによる低層リモセン、農機によるセンシング等を活用した生育診断技術の研究開発を実施。
- H30
- H31 リモートセンシングを活用した作物の適期・適切な管理による高品質化などの技術開発及びその実用化
- H32
- H33

施策の成果の公表 無

担当府省 農林水産省 所属・役職 連絡先 (TEL) 大臣官房政策課技術政策室技術企画班 03-6744-0408 (直通)

| | | |
|-----------------------|---|----------|
| 施策名 | 位置情報サービスと社会インフラ管理のための位置情報基盤の整備 | |
| 基本計画該当箇所 | 2. (2)、3. (2)、3. (3) | 各種計画との連携 |
| 目指すべき姿 | ③質の高い暮らしへの貢献 | |
| 基本計画での位置づけ（目標とその達成時期） | <p>平成32年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連施設を中心に、関係機関と連携して屋内測位環境の整備を推進する。そのためにGNSSが利用できない屋内・地下・室内において、測位に利用可能なWi-Fiやビーコン等のデバイスについてパブリックタグとして登録・設置を促進する。パブリックタグの情報をオープンデータとして公開することで、大会時に屋内外シームレスな位置情報サービスに資する。</p> <p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、uPlace(場所情報コード)を活用した位置情報基盤システムによる位置情報の共有化を促進するとともに、その利活用による社会インフラ管理の効率化をはじめ、モノや場所の状況を「いつでも、どこでも、誰でも」得られる社会を目指す。</p> | |

近年、屋内外における位置情報サービスの提供や3次元空間情報整備の研究開発が進んでいる。位置に関する幅広い社会需要に対応し、いつでも・どこでも・誰でも必要な精度の位置情報が容易に利用できる社会を実現するために、最新の位置情報サービスにも適用が可能な位置情報基盤の整備が求められている。このためuPlace(場所情報コード)を活用した位置情報基盤の整備と活用を推進する。

平成29年度は、「位置情報基盤を構成するパブリックタグ情報共有のための標準仕様Ver. 1.0」による運用の検証を行いガイドラインを整備する。また、パブリックタグの登録と活用を促進することで、屋内外のシームレスな測位や位置情報サービスに資する。

パブリックタグ共通利用のイメージ

The diagram illustrates the public tag common use concept. At the top, various technologies like Beacon, 可視光通信, IMES, 香波, BLE, UWB, Wi-Fi, and NFC are listed, with a question mark indicating 'new technologies?'. Below this, '施設管理者やサービス提供者等' (Facility managers or service providers) perform 'パブリックタグ登録' (Public tag registration). This leads to a 'パブリックタグ情報共有プラットフォーム' (Public tag information sharing platform) where 'データ管理IDはuPlace※ 国土地理院' (Data management ID is uPlace※ Geospatial Information Authority of Japan). The platform provides 'API・CSVで公開' (Public via API/CSV) to '位置情報サービス提供者' (Location information service providers), who use an 'アプリ' (App) for 'ユーザー' (Users). The app sends 'パブリックタグを特定するIDを発信' (Emit ID to identify public tag) back to the user's device.

※uPlaceとは、ucodeに準拠したモノを識別する唯一無二のIDである場所情報コードの愛称 商標登録済み。

| | | |
|--------|-----|--|
| 各年度の取組 | H29 | 標準仕様に基づいたパブリックタグ運用の検証及びガイドライン整備とパブリックタグ登録促進。 |
| | H30 | パブリックタグ登録と利活用を推進する。 |
| | H31 | パブリックタグ登録と利活用を推進する。 |
| | H32 | パブリックタグ登録と利活用を推進する。 |
| | H33 | 社会インフラ管理の効率化のために位置情報基盤システムを運用する。 |

| | |
|----------|---|
| 施策の成果の公表 | http://ucopendb.gsi.go.jp/ucode/index.html |
|----------|---|

| | | | |
|------|-------|--------------------|---|
| 担当府省 | 国土交通省 | 所属・役職 連絡先 (TEL) | 国土地理院 測地部 測地技術活用推進官 029-864-1111 (内線：4126) |
|------|-------|--------------------|---|

施策名 歩行者移動支援の普及・活用の推進

基本計画該当箇所 2. (2) 各種計画との連携 ①日本再興戦略2016

目指すべき姿 ⑤国際貢献の進展

基本計画での位置づけ（目標とその達成時期）
 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を当面の目標とし、移動に資する各種データのオープンデータ化、及びこれらのデータの利活用等に向けた取組等オープンデータ環境の整備により、ユニバーサルな情報や訪日外国人向けの観光情報、防災情報提供等の多様なサービスが民間の様々な主体により創出・展開されている状況を目指す。

高齢者や障害者等も含め、誰もが屋内外をストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援施策を推進している。2020年の大会期間中に集中する外国人や障害者等の円滑な移動の実現、また、誰もがストレス無く自由に活動できる環境の実現に向けて、施設のバリアフリー化等のハード対策に加えて、ICTを活用した情報提供によるソフト対策が求められる。

ICTを活用した歩行者移動支援サービスの実現に向け、これまでガイドライン・データ仕様の作成、データサイトの開設等、データ整備・オープンデータ化に向けた環境整備を実施している。

平成29年度においては、地域特性に応じたオープンデータの整備、サービス展開について、自治体と共同で実証し、データ整備に伴う課題等の知見を収集する。また、オリパラ会場周辺における先行的なサービス提供環境の整備を行うとともにデータを効率的に整備・更新する手法を検討する。

○歩行者移動支援に資する各種データのオープンデータ化
 <オープンデータの活用によるサービス創出のイメージ>

オープンデータを提供する多様なデータ所有者

交通事業者 地方自治体 国土情報院 大学 地域団体・観光団体 民間企業 NPO等

駅情報、バス時刻、タクシー乗り場等 公共施設情報、学校、図書館、集会所、防災情報、道路情報等 基礎地図情報 施設情報／文化施設等 歴史的施設／宿泊施設／観光施設等 銀行、医療機関、商業施設等 トイレ情報／その他

オープンデータ

サービス提供者 サービス利用者

企業／NPO／観光協会／個人等 個人

- 各年度の取組
- H29 オリパラ会場周辺での先行的なサービス提供環境の整備、民間サービス創出に向けた環境づくり
 - H30 オリパラ会場周辺での先行的なサービス提供環境の整備、民間サービス創出に向けた環境づくり
 - H31 オリパラ会場周辺での先行的なサービス提供環境の整備、民間サービス創出に向けた環境づくり
 - H32 オリパラ等において、民間事業者により多様なサービス提供
 - H33 全国各地への普及・展開

施策の成果の公表 無

担当府省 国土交通省 所属・役職 連絡先 (TEL) 総合政策局総務課 政策統括官付主査 03-5253-8794 (内線：53115)

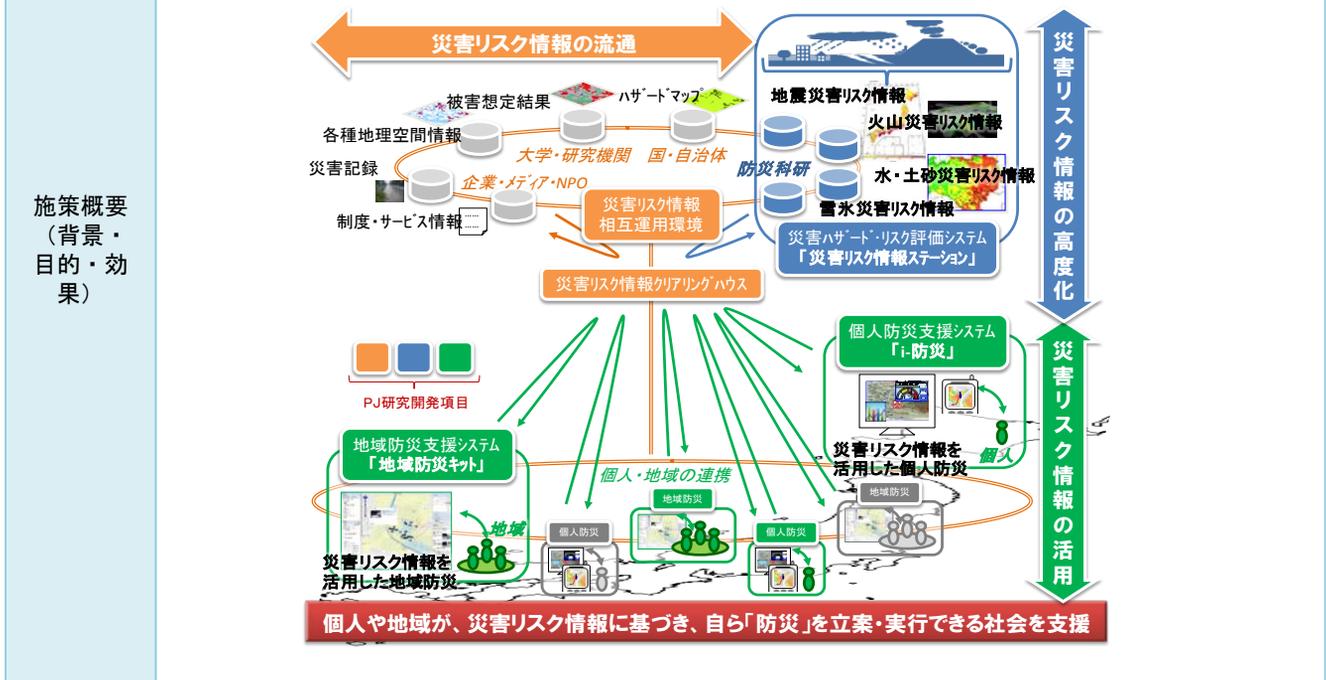
施策名 自然災害ハザード・リスク評価と情報の利活用に関する研究

基本計画該当箇所 3. (1) ①、5. (3) 各種計画との連携 ⑤科学技術基本計画

目指すべき姿 ①災害に強い国土の形成

基本計画での位置づけ（目標とその達成時期）
 平成33年度までにモデル地域を対象としたハザード・リスク評価及びその利活用システムの高度化と適応を行い、社会実装に向けた研究を開始する。

我々の生活は、地震、津波、噴火、豪雨、地すべり、雪崩などの自然災害の「リスク」と切り離すことができない。本研究では、個人一人ひとりや地域が、それぞれ、自らの防災対策を立案・実行できるよう、地震災害をはじめ各種災害に関するハザード・リスク情報を提供すると同時に、それらを活用して防災対策を立案・実行できる環境を提供することを目的として、これまでに培われた自然災害に関する科学的研究成果や被災経験・教訓などの「知」を最大限に活かし、一人ひとり、そして社会全体の防災力を向上させるためのイノベーションの創出に取り組む。本施策により災害リスク情報の作成・利活用が進み、誰もが安全で安心な社会の実現に貢献できる。



- 各年度の取組
- H29 災害リスク情報の利活用に関するシステム高度化、ハザード・リスク評価の高度化
 - H30 災害リスク情報の利活用に関するシステム高度化、ハザード・リスク評価の高度化
 - H31 モデル地域を対象としたハザード・リスク評価の詳細化と利活用への適応
 - H32 モデル地域を対象としたハザード・リスク評価の詳細化と利活用への適応
 - H33 社会実装に向けた評価・検証・改良、標準化、実運用化、研究開発

施策の成果の公表 <http://www.j-shis.bosai.go.jp/> 等

担当府省 文部科学省 所属・役職 連絡先 (TEL) 研究開発局地震・防災研究課防災科学技術推進室企画係 03-6734-4134 (内線：4447)

| | | | |
|---|---|--------------------|---|
| 施策名 | 特殊土壌地帯推進調査 | | |
| 基本計画 該当箇所 | 3. (1) ①、3. (3) | 各種計画 との連携 | |
| 目指す姿 | ①災害に強い国土の形成 | | |
| 基本計画 での位置 づけ（目 標とその 達成時 期） | データベースの更新を行い、引き続きシステムを運用する。 | | |
| 施策概要 （背景・ 目的・効 果） | <p>地理情報システムを活用し、特殊土壌地帯対策の実施状況等の情報と数詞地図情報との一元化を図り、実施状況等を整理したデータベースを更新する。</p> <p style="text-align: center;">土壌・気象・災害等に関する分布図の作成</p> <p style="text-align: center;">特殊土壌地帯指定の評価 学識経験者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新データ等に基づき、特殊土壌地帯の指定基準の評価、実証 ・市町村合併をふまえた「県・郡単位」による地域指定のあり方について検討等 | | |
| 各年度の 取組 | H29 | 気象・災害・対策事業実施状況等調査 | |
| | H30 | 気象・災害・対策事業実施状況等調査 | |
| | H31 | 気象・災害・対策事業実施状況等調査 | |
| | H32 | 気象・災害・対策事業実施状況等調査 | |
| | H33 | 気象・災害・対策事業実施状況等調査 | |
| 施策の成 果の公表 | 無 | | |
| 担当府省 | 農林水産省 | 所属・役職 連絡先 (TEL) | 農村振興局 農村政策部 地域振興課 03-3502-8111 (内線：5631) |